（一社）埼玉県建設業協会との意見交換会

日　時：令和５年１０月１１日（水）　１５：３０～１７：００
場　所：ロイヤルパインズホテル浦和　４階　ロイヤルプリンセス

議　事　次　第

司会：関東地方整備局 企画部
技術開発調整官

１．開　　会

２．挨　　拶

○ 関東地方整備局長
○ 埼玉県　県土整備部　副部長
○ （一社）埼玉県建設業協会長

３．情 報 提 供

◇ 関東地方整備局の取り組みについて
◇ 建設産業行政の最近の動き
◇ （一社）埼玉県建設業協会の活動状況

４．前年度意見要望への対応状況等

５．意 見 交 換

◇ （一社）埼玉県建設業協会　提案テーマ
　１）公共事業予算の増額確保と地元企業向け工事の増額について
　２）「働き方改革」の推進について
　３）建築工事における課題について
　４）総合評価について
　５）その他
◇ 自由討議

６．閉　　会

○ 関東地方整備局　副局長

配 布 資 料 一 覧

＜関東地方整備局＞

・関東地方整備局の取り組みについて	整備局資料－１
・建設産業行政の最近の動き	整備局資料－２
・前年度意見要望への対応状況	整備局資料－３
・令和５年度　回答	整備局資料－４

＜建設業協会＞

・協会活動状況	協会資料－１
・意見交換会　提案議題	協会資料－２

令和5年度　埼玉県建設業協会との意見交換会

出席者名簿

【埼玉県建設業協会】	
会長	小川　貢三郎
顧問	星野　博之
相談役兼秩父支部長	齊藤　公志郎
副会長	関根　信次
副会長兼児玉支部長	真下　敏明
副会長兼大里支部長	古郡　栄一
さいたま副支部長	猪股　和則
北本支部長	矢部　利人
川越副支部長	平岩　敏和
飯能副支部長	忽滑谷　明
比企支部長	楢﨑　亘
北埼支部長	渡邉　勝弘
杉戸支部長	星野　守男
越谷副支部長	吉川　祐介
青年経営者部会長	田部井　俊一
建築技術委員	髙野　円裕
専務理事	磯田　和彦

【埼玉県】	
県土整備部　副部長	吉澤　隆
【さいたま市】	
建設局　理事	池田　哲朗

【関東地方整備局】	
局　長	藤巻 浩之
副局長	森 毅彦
企画部長	西川 昌宏
建政部長	家田 健一郎
営繕部長	末兼　徹也
企画部 技術調整管理官	須藤　純一
企画部 技術開発調整官	髙森 治
建政部 建設産業調整官	堀井 英則
企画部 技術管理課長	荒井 幸雄
企画部 技術調査課長	佐藤 潤
営繕部 技術・評価課長	小林　輝雄
建政部 建設産業第一課長	一力 哲也
利根川上流河川事務所長	津森　貴行
荒川上流河川事務所長	村田　啓之
荒川調節池工事事務所長	小平　剛之
大宮国道事務所長	中洲　啓太
北首都国道事務所 副所長	川路　隆之
江戸川河川事務所長	守安　邦弘
荒川下流河川事務所 副所長	門屋　博行
二瀬ダム管理所長	神達　和明
国営昭和記念公園事務所 副所長	丸山　徳彦
東京第一営繕事務所長	林　直人

令和5年度 （一社）埼玉県建設業協会との意見交換会 席次表

令和5年10月11日（水）15:30～17:00　於:ロイヤルパインズホテル浦和 4階ロイヤルプリンセス

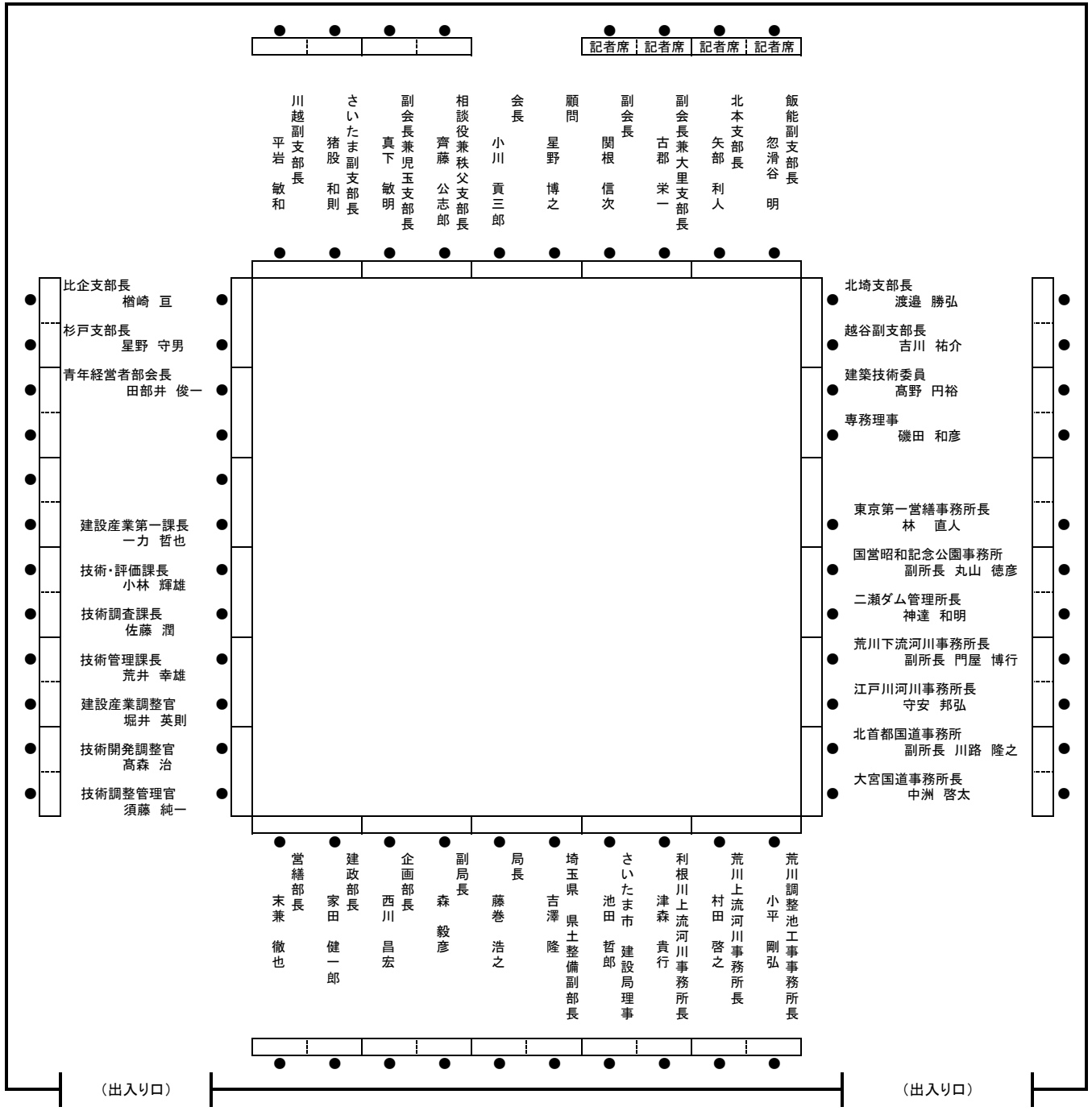

令和5年度 （一社）埼玉県建設業協会との意見交換会（進行表）

令和5年10月11日（水）15：30～17：00　於：ロイヤルパインズホテル浦和　4階　ロイヤルプリンセス

時　間	内　容		発言者	配付資料
《開会》				
15:30	**開会**		（司会：髙森 技術開発調整官）	
～ 15:45（15分）	**挨拶**	関東地方整備局	関東地整　藤巻局長	
		埼玉県	埼玉県　県土整備部　吉澤副部長	
		一般社団法人　埼玉県建設業協会	協会　小川会長	
15:45 ～ 15:47 （2分）	**出席者紹介**　※資料確認含む			出席者一覧・配席表
《情報提供》				
15:47 ～ 15:55 （8分）	**関東地方整備局の取り組み**			
		関東地方整備局の取り組みについて	企画部　佐藤技術調査課長	整備局資料－1
		建設産業行政の最近の動き	建政部　一力建設産業第一課長	整備局資料－2
15:55 ～ 16:09（14分）	**（一社）埼玉県建設業協会の活動状況**			
	（一社）埼玉県建設業協会の活動状況		協会　磯田専務理事	協会資料－1
《前年度意見要望への対応状況》				
16:09 ～ 16:10 （1分）			企画部　荒井技術管理課長	整備局資料－3
《意見交換》				
〔協会側テーマ〕				
16:10 ～ 16:50（40分）	**1）公共事業予算の増額確保と地元企業向け工事の増額について** **2）「働き方改革」の推進について** **3）建築工事における課題について** **4）総合評価について** **5）その他**		協会提案説明： 1）古郡副会長 2）真下副会長 3）高野建築技術委員 4）田部井青年経営者部会長 5）楢﨑比企支部長 回答： 1）企画部　荒井技術管理課長 埼玉県　県土整備部　吉澤副部長 2）企画部　佐藤技術調査課長 建政部　一力建設産業第一課長 3）営繕部　小林技術・評価課長 4）企画部　佐藤技術調査課長 企画部　荒井技術管理課長 5）企画部　佐藤技術調査課長 埼玉県　県土整備部　吉澤副部長	協会資料－2 整備局資料－4
〔自由討議〕				
16:50 ～ 16:55 （5分）	**自由討議**		（質疑：適宜発言）	
《閉会》				
16:55 ～ 17:00 （5分）	**閉会**		関東地整　森副局長	

令和５年度　（一社）埼玉県建設業協会との意見交換会

整備局資料－１

関東地方整備局の取組について

令和５年１０月１１日

国土交通省　関東地方整備局

１．令和5年度　予算の概要　Ｐ２

２．令和5年度　上半期の執行状況について　Ｐ６

３．働き方改革・担い手確保への取り組み　Ｐ10

４．土木工事電子書類スリム化ガイド（改定）　P13

５．インフラ分野のDX推進について　P17

６．首都圏広域地方計画「基本的な考え方」について　P24

７．総合評価落札方式におけるWLB推進企業への加点措置に関する説明会　P26

８．　総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置　P37

１．令和５年度 予算の概要

関東地方整備局の令和5年度予算

○令和5年度の当初予算は1兆7,224億円（前年度比0.98）。

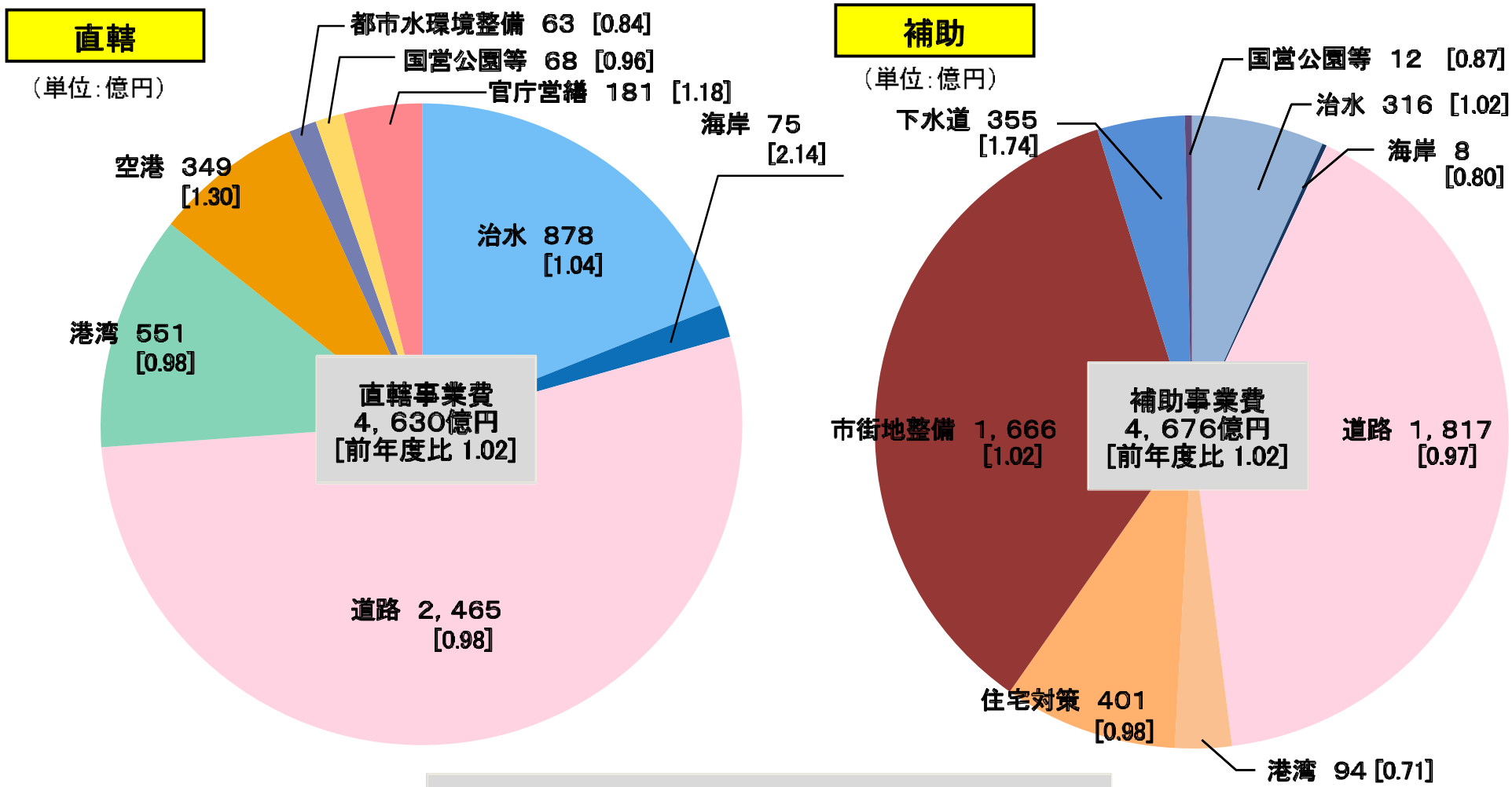

社会資本総合整備事業費
（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）
7，918億円
[前年度比 0.93]

※［ 括弧書き ］は、対前年度比
※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

関東地方整備局の予算推移

○ 令和4年度補正予算は防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策分(2,938億円)を含め、3,243億円。
○ 令和5年度当初予算は1兆7,224億円（対前年度比0.98）

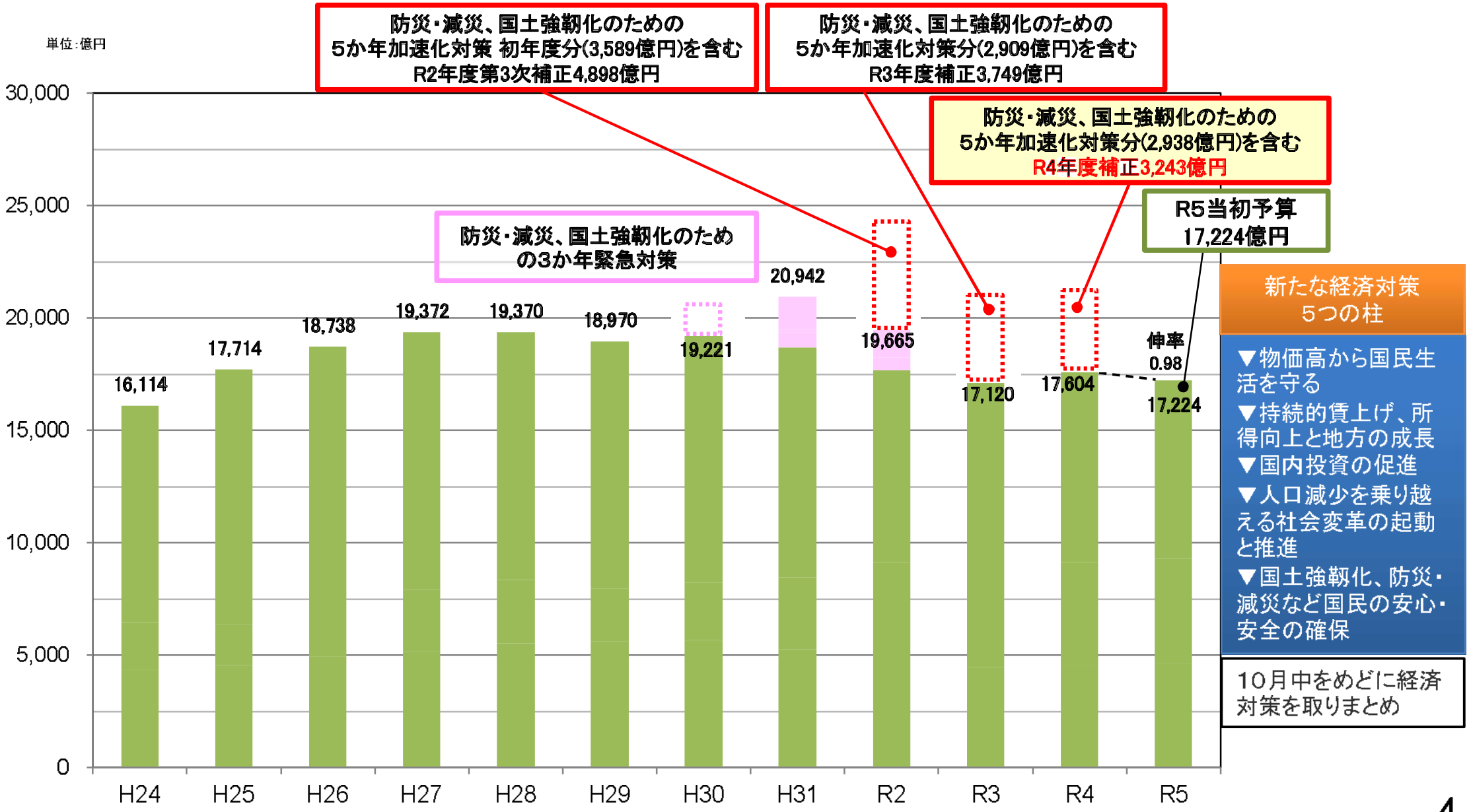

埼玉県内の主要事業

河　川
道　路

本庄道路
本庄道路（Ⅱ期）

荒川水系荒川上流河川改修事業

荒川総合水系環境整備事業

利根川水系利根川上流
河川改修事業

利根川水系江戸川
河川改修事業

上尾道路（Ⅱ期）

上尾道路（Ⅰ期）

東埼玉道路（延伸）
東埼玉道路（八潮～松伏）

新大宮上尾道路
（与野～上尾南）

利根川水系中川・綾瀬川
河川改修事業

利根川水系原市沼川
大規模特定河川事業（補助）

荒川水系荒川下流
河川改修事業

利根川

荒川

江戸川

埼玉県

利根川水系利根川上流
河川改修事業

東埼玉道路（延伸）

R7年春頃開通予定
吉川市川藤～松伏町田島（延長3.8km）
※用地取得等が順調に進んだ場合

新大宮上尾道路（与野～上尾南）

荒川水系
入間川流域緊急治水対策プロジェクト
（河川大規模災害関連事業）

荒川水系荒川第二・三調節池（大規模改良工事）

２．令和５年度　上半期の執行状況について

関東地方整備局における令和5年度上半期の執行状況について

■円滑な執行に向けた取り組み

○局・事務所と各都県建設業協会とのコミュニケーションの確保
○地域の実情に応じた適切な規模での発注
○不調の発生が想定される地域・工種についてフレームワーク、公募型指名競争の活用
○余裕期間を活用した早期発注
○一括審査の活用

✔ 令和5年度上半期（8月末まで）の不調・不落率は7．4%と昨年度9．2%に比べ1．8%減少し改善が図られ円滑に執行。

関東地方整備局における令和5年度上半期の不調・不落率

不調・不落率が改善

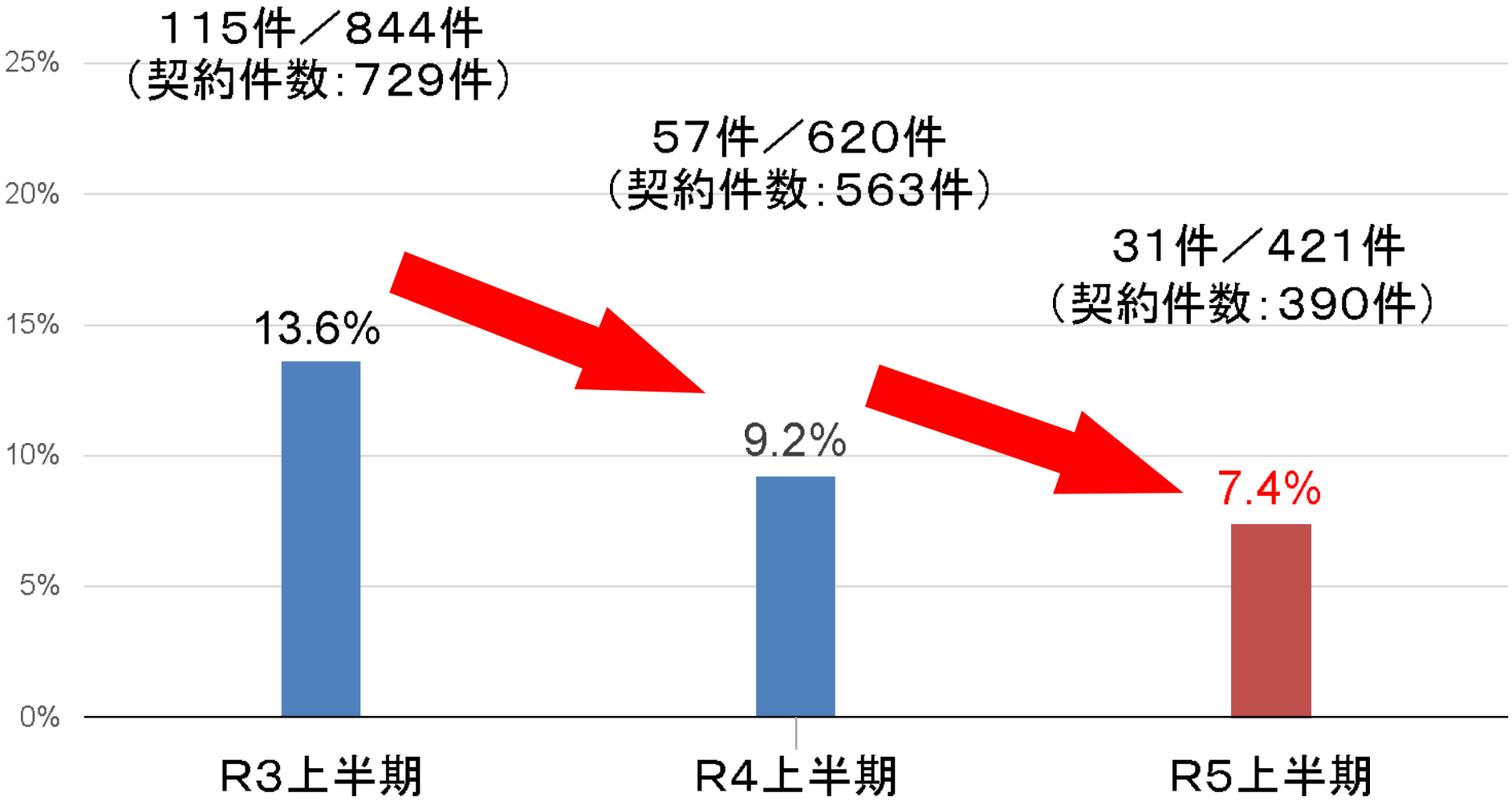

（R5.8月末時点値）

埼玉県内における令和5年度上半期の不調・不落率

不調・不落率が改善

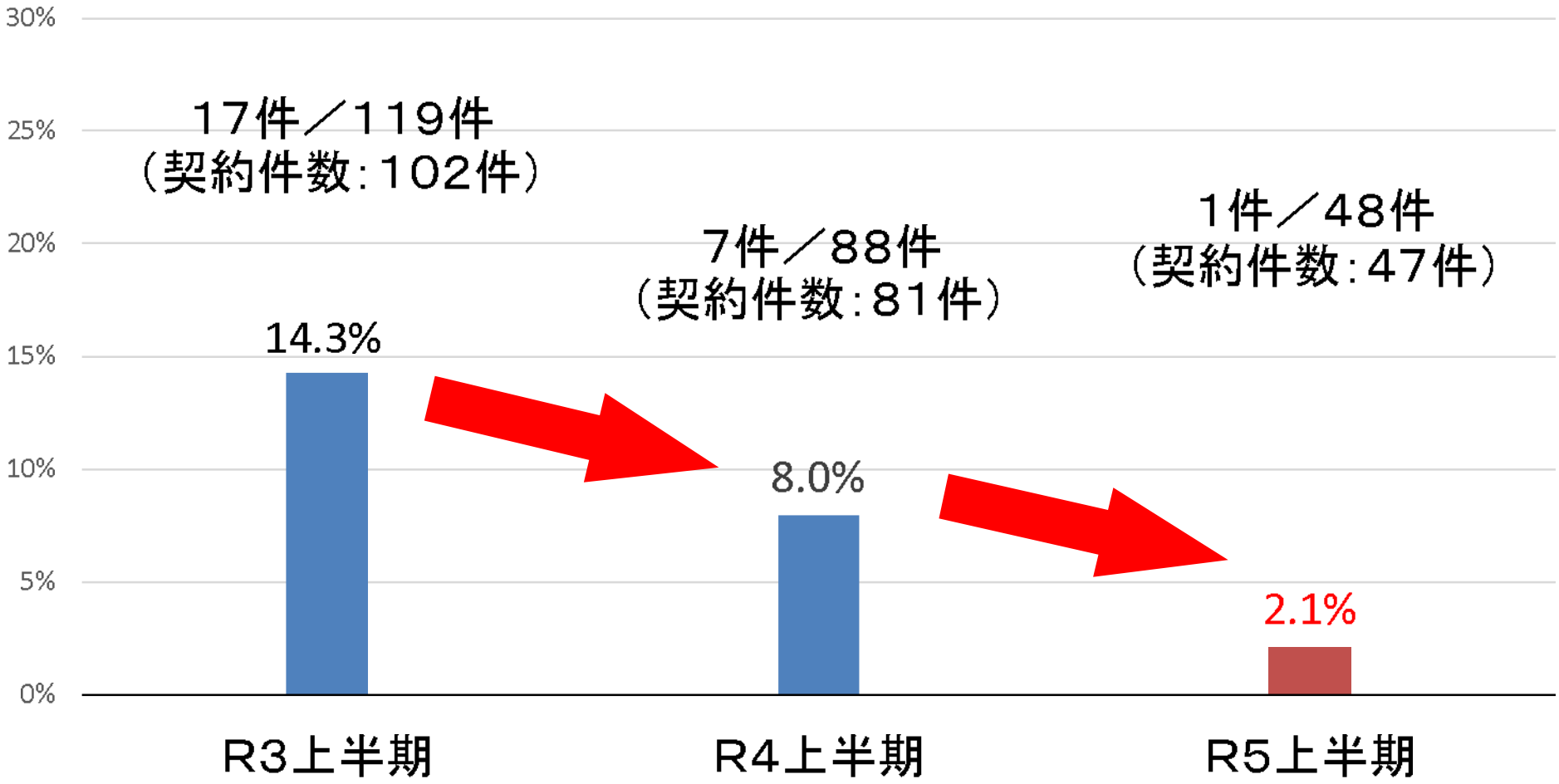

（R5.8月末時点値）

３．働き方改革・担い手確保への取り組み

週休2日対象工事の実施状況

国土交通省

○ 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
○ 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休２日工事の実施状況（直轄）

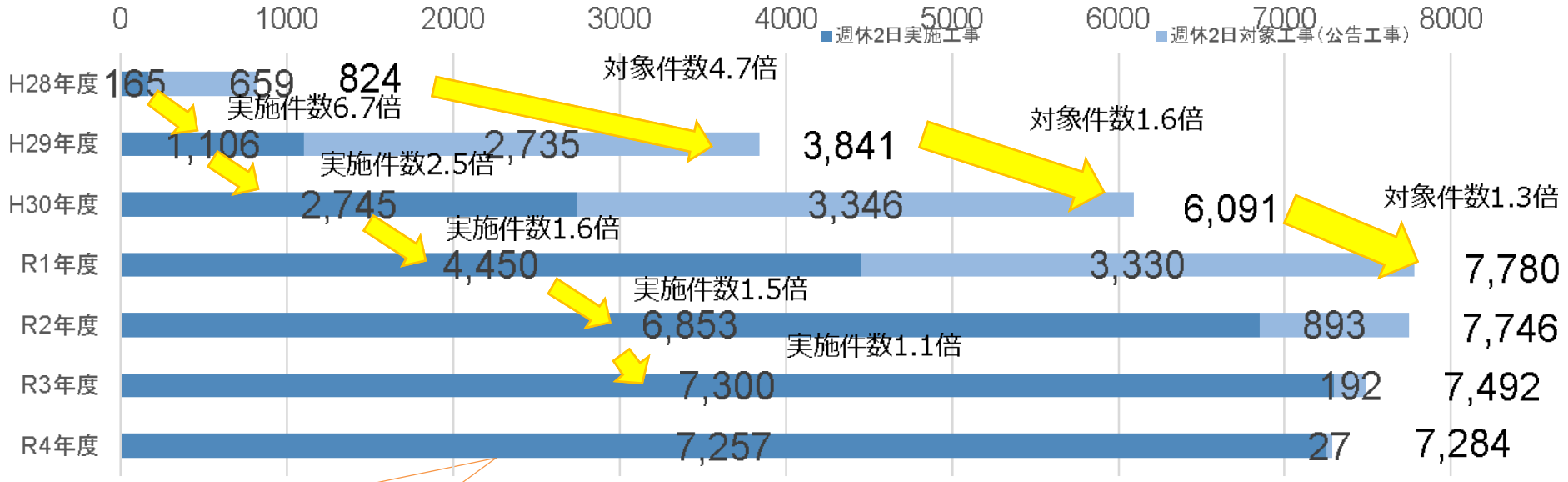

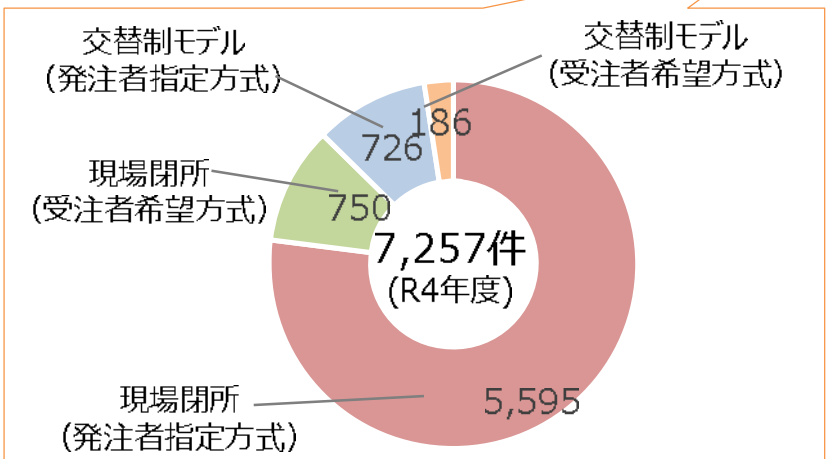

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年３月末時点
※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）
※令和4年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

令和5年度の直轄土木工事の発注方針

国土交通省

○ 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施（月単位の週休2日への移行期間）※関東地整では令和３年度から全ての工事において原則発注者指定方式
週休２日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和５年度までは継続

○ 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和５年度に検討

週休２日工事の発注方針

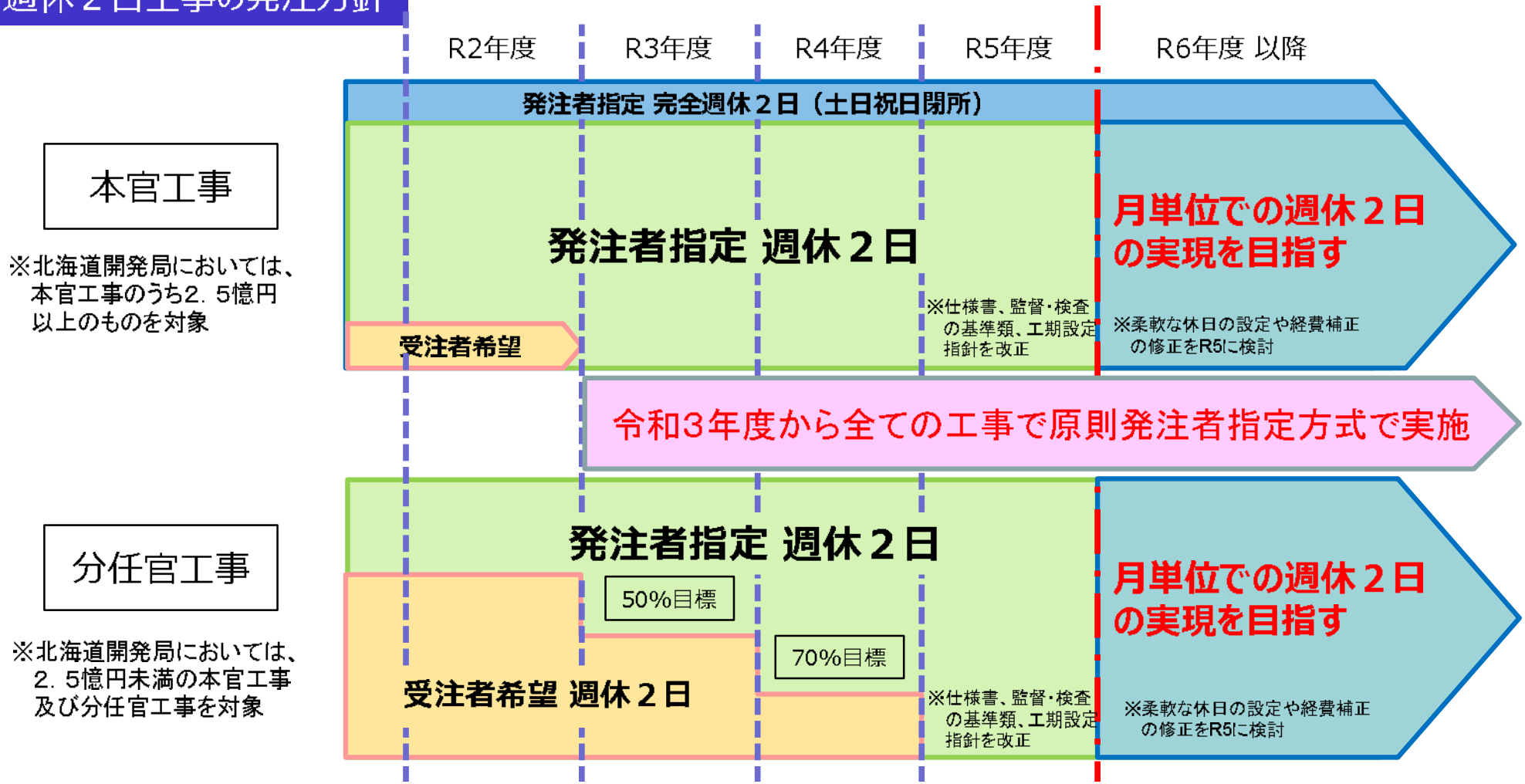

４．土木工事電子書類スリム化ガイド（改定）

令和5年7月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました

～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

「土木工事電子書類スリム化ガイド（ver.2.0）」のポイント

■目的

・工事書類を必要最小限に簡素化（スリム化）を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■適用

・令和5年8月1日以降の関東地方整備局発注工事（入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事）（港湾空港関係、営繕関係を除く）

・受注者、発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は工事書類のスリム化に留意するものとする。

■バージョンアップのポイント

✔アンケート調査結果及び受注者ヒアリングを踏まえ、改善要望のあった事項を反映。

✔発注者から過度な資料要求の無いよう不明瞭な表現を適正化し、受発注者ともに分かりやすくかつ共通認識が図られるよう改善。

■主なバージョンアップ箇所

✔施工体制台帳・・・発注者から「添付が不要な書類」を求められないよう事例を一部追記

✔設計審査会・・・維持工事を含む全ての工事が対象であることを追記

✔臨場確認・・・確認した実測値の保存方法の記載内容を、具体的な表現に見直し

✔工事検査・・・10種類以外の書類提示を求められることがあるため注意書きを追記

✔オンライン電子納品【新規】・・・原則全ての工事においてオンライン電子納品の対象であること及び留意事項を記載

※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html

「検査書類限定型工事」について

【目　　的】

「検査書類限定型工事」は、検査時※を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るもの。

※完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象

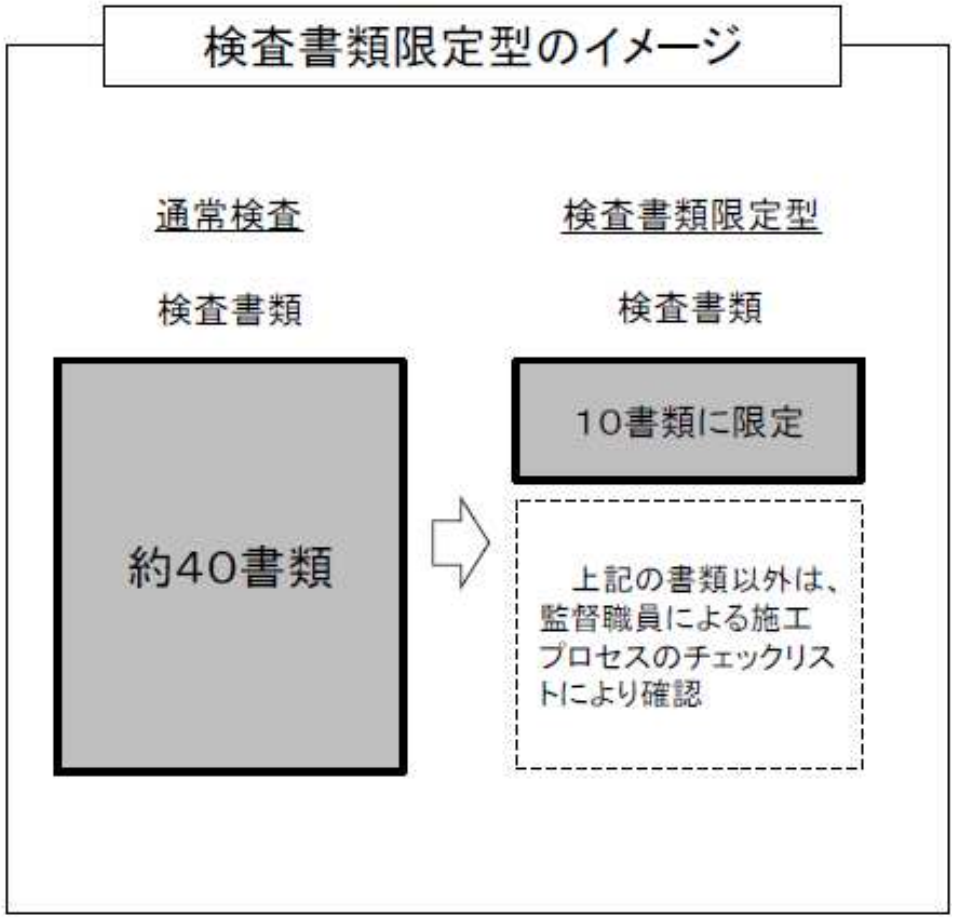

【対象工事】

令和３年４月１日以降に入札公告を行う全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、受発注者協議のうえ実施。

施工中の工事においても、発注者より検査書類限定型工事の実施の可否について受注者と協議のうえ、対象工事とすることが出来る。

※以下の工事については対象外
・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
・施工中、監督職員により文書等による改善指示等が発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳 （下請引取検査書類を含む）	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿（承諾）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（提出）	⑩工事写真

「検査書類限定型工事」の実施状況に係る受発注者へのアンケート調査結果

1. アンケート調査方法
   - ・対象工事　：　令和3年度に検査書類限定型工事にて検査を実施した工事
   - ・対象者　：　受注者（現場代理人又は監理技術者）、発注者の監督職員、技術検査官
   - ・アンケート方法　：　令和4年5月25日～6月13日の期間にWEB方式にて実施

2. アンケート結果

受注者（現場代理人又は監理技術者）

回答数732工事

【「検査書類限定型工事」の検査に向けた準備作業は軽減しましたか。】

【従来の書面検査と比較して検査時間はどうでしたか。】

■主な意見

- 検査書類が10種類に限定されているため、検査に向けた準備が大幅に削減された。
- 以前は、検査前は現場監督と平行して検査のための資料整理が必要でどうしても残業が生じていたが、現在はASP（情報共有システム）にある電子データを検査時に見せれば良いので効率的になっている。
- 資料検査項目が限定され検査が効率的になり短くなった。
- 土木工事電子書類スリム化ガイドとあわせて書類削減され良い取り組みである。
- 地方公共団体にもぜひ広めてほしい。

監督職員

回答数295工事

【「検査書類限定型工事」の検査に向けた確認作業は軽減しましたか。】

【従来の書面検査と比較して検査時間はどうでしたか。】

■主な意見

- 施工業者は受検に向けた作業は軽減したと感じます。
- 技術検査官は工事検査書類が限定されたため出張所での施工プロセスチェックの正確性が求められると感じます。

技術検査官

回答数281工事

【従来の書面検査と比較して検査時間はどうでしたか。】

【従来の書面検査と比較して、施工管理、出来形、品質は確認できましたか。】

■主な意見

- 検査官としても書類検査に係る時間が短縮されるため、現地検査を重点的に行う事が出来た。
- 発注者・受注者に両方にメリットのある取り組みだと思う。

５．インフラ分野のDX 推進について

関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場
～インフラ分野のDXを推進し、建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待～

関東地方整備局

〈 令和5年度 建設現場の遠隔臨場の実施方針 〉

● **令和4年6月よりすべての工事を対象に本格的に実施。**
- 工事発注規模1億円以上の工事は、原則、「発注者指定型」により全て実施。
- 工事発注規模1億円未満の工事は、立会頻度が多いなど遠隔臨場の効果が期待出来る工事を、発注者指定型により実施。
  なお、契約後に受注者へ意向を確認し協議の上、「発注者指定型」により実施も可能。

● 発注者側の標準的な通信環境の仕様を示すことで、通信接続問題の解消の一助になり、また民間の技術開発の発展・促進につながることに期待

■ 配信システムは「パッケージ化されたシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「web会議システム（teams、zoom等）」等を利用。

■ 動画撮影は撮影者の安全を確保するため、静止して撮影又はカメラを撮影者のヘルメットや胸ポケットにつける等の安全に配慮。

〈 実施件数 〉

令和4年度の遠隔臨場の実施件数・・・549工事（35事務所）（令和5年3月末時点）
令和3年度の遠隔臨場の実施件数・・・514工事（36事務所）（令和4年3月末時点）
令和2年度の遠隔臨場の実施件数・・・166工事（31事務所）（令和3年3月末時点）

配信システムに関する仕様

項　目		仕　様
通信プロトコル方式及びポート番号	TCP	80,443
	UDP	なし
利用環境	OS	Windows10
	ブラウザ	Internet Explorer11(R4.6まで)Microsoft Edge
	アプリケーション	アプリケーションのインストールは原則行えません。

〈 成果 〉

・監督職員は、職場の自席や在宅勤務でも立会いが実施可能となった
・施工者は、待ち時間等が無くなり効率的に立会いが実施可能となった
・立会い以外の現場状況の説明等にもリモートで実施可能となった

⇒ **受発注者ともに人との接触機会が軽減され、働き方改革にも寄与**

現場での受注者による撮影状況

リモート（遠隔）で監督を実施

執務室での監督職員による確認状況

リアルタイムで映像を確認

▲ 令和4年2月17日　久慈川緊急治水対策河川事務所の工事

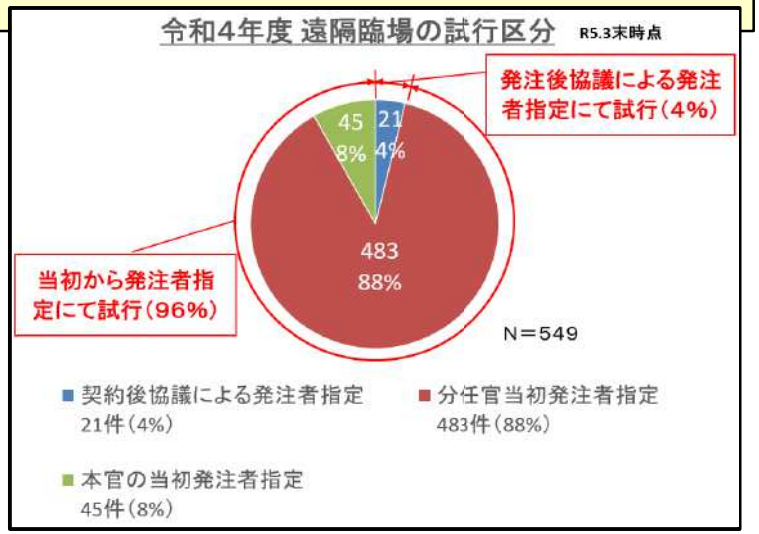

令和5年9月に「建設現場の遠隔臨場　取組事例集（関東地方整備局版）」を公表

【本事例集の内容及び主な特徴】
- **５０事例を掲載**･･･通信環境の改善（13事例）、効率的な計測（17事例）、安全管理（9事例）、視認性の向上（6事例）、その他（5事例）
- 工夫を実施した事例は、土木工事の他、**機械工事、電気設備工事も掲載。**
- 遠隔臨場は、段階確認、材料確認、立会以外での活用を妨げるものではないことから、**「その他」の事例として受発注者の業務効率化に繋がる先進的で画期的な活用事例も掲載。**

通信環境の改善（衛星通信による通信環境改善）

土木工事　トップ　目次

〈実施内容〉

課題に対して工夫した点	遠隔臨場による確認項目	映像と音声の「記録」に使用した機器及び「配信」に用いたシステム
・Starlink（衛星Wifi）を用いて、通信の途切れを軽減させた。 ・音声が聞こえづらい、発信しても届きが悪いなどの観点についてBONX（Bluetooth型イヤホン）を使用し、鮮明に通話を可能にした。 ・通信時の手ブレにより、画面酔いしてしまうのに対し、DJIハンドカメラバーを使用し手振れを軽減させた。	・段階確認 既製杭打設施工開始時（試験杭） 打設状況・使用材料確認 鋼矢板打設完了時（打設高） 地盤改良施工開始時（試験施工） 改良状況・使用材料確認	「記録」 ・SiteLiveスクリーンショット機能 「配信」 ・starlink（衛星Wifi） DJIハンドカメラバー BONXイヤホン

〈工事概要〉 R4荒川第二調節池排水門及び囲繞堤新設工事

工期	R4.12.01～R8.03.31
実施期間	R4.12.01～R8.03.31
工事内容（主工種）	築堤・護岸工 盛土工、法面整形工、固結工 植生工、コンクリートブロック連節張、As舗装工、土砂受入工、水門（既製杭工、コンクリート工、遮水・止水矢板工、護岸工）
事務所	荒川調節池工事事務所
受注者	飛島建設（株）

【立会状況（現場側）】

【製品名：DJIハンドカメラバー・BONX】

〈現場の声〉

●施工者（受注者）
〈効果〉
・音声の送受信はとても良好だった
・衛星を使用して、映像のタイムラグが軽減された

〈今後改善を要する点〉
・立会毎に衛星Wifiをセットしなくてはならないので、定置しておける仕様にしたい　要検討
・ハンドカメラは片手がふさがるので、両手をフリーにできると安全

【立会状況（監督側）】

【製品名：starlink（衛星Wifi）】

●監督職員（発注者）
〈効果〉
・移動に時間をとられない為、他の仕事も効率的に進める事ができた。

〈今後改善を要する点〉
・当工事も通信環境の工夫はしているものの、通信の途切れが発生したため、通信環境の改善が必要。
・測量器械を使った立会は監督職員が直接観測することができない。

NO.2

課題類型の記載及び課題類型ごとに工夫点を整理

・活用した機器
・遠隔臨場した確認事項を具体的に記載

・施工者（受注者）や監督職員（発注者）が活用して感じた「効果」や「今後改善を要する点」など、現場からの生の声を掲載。

・現場でどのように遠隔臨場を活用したか、状況の分かる写真を厳選して掲載。
・「遠隔臨場の初心者」でも分かりやすい事例集としている。

※「建設現場における遠隔臨場取組事例集（関東地方整備局版）」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000212.html

令和5年度BIM/CIM原則適用の概要

国土交通省
第9回 BIM/CIM推進委員会
資料1 R5.1.19

活用目的（事業上の必要性）に応じた3次元モデルの作成・活用

※ 複雑な箇所、既設との干渉箇所、工種間の連携が必要な箇所等

・出来あがり全体イメージの確認
・特定部※の確認

- 業務・工事ごとに発注者が活用目的を明確にし、受注者が３次元モデルを作成・活用
- 活用目的の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、義務項目、推奨項目から発注者が選択
- 義務項目は、「視覚化による効果」を中心に未経験者も取組可能な内容とした活用目的であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が３次元モデルを作成・活用する
- 推奨項目は、「視覚化による効果」の他「３次元モデルによる解析」など高度な内容を含む活用目的であり、一定規模・難易度の事業において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が１個以上の項目に取り組むことを目指す（該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨）

対象とする範囲

◎：義務　○：推奨

		測量 地質・土質調査	概略設計	予備設計	詳細設計	工事
３次元モデルの活用	義務項目	－	－	－	◎	◎
	推奨項目	○	○	○	○	○

対象としない業務・工事

- 単独の機械設備工事・電気通信設備工事、維持工事
- 災害復旧工事

対象とする業務・工事

- 土木設計業務共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- 土木工事共通仕様書に基づく土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）
- 上記に関連する測量業務及び地質・土質調査業務

積算とインセンティブ

- ３次元モデル作成費用については見積により計上（これまでと同様）
- 推奨項目における３次元モデルの作成・活用を促すため、インセンティブの付与を別途検討

DS（Data-Sharing）の実施（発注者によるデータ共有）

- 確実なデータ共有のため、業務・工事の契約後速やかに発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報の説明を実施
- 測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事を対象

3次元モデルの活用（義務項目）

特定部の定義

各工種共通	（異なる線形） ・　2本以上の線形がある部分 （立体交差） ・　立体交差の部分 （障害物） ・　埋設物がある箇所で掘削又は地盤改良を行う部分 ・　既設構造物、仮設構造物、電線等の近接施工（クレーン等の旋回範囲内に障害物）が想定される部分 （排水勾配） ・　既設道路、立体交差付近での流末までの部分 ・　既存地形に合わせて側溝を敷設する部分 （既設との接続） ・　既設構造物等との接続を伴う部分 （工種間の連携） ・　土木工事と設備工事など複数工種が関連する部分
土工	（高低差） ・　概ね2m以上の高低差がある掘削、盛土を行う部分
橋梁全般	（支点周辺） ・　上部工と下部工の接続部分

橋梁と架空線の離隔確認

既設構造物との取合い確認

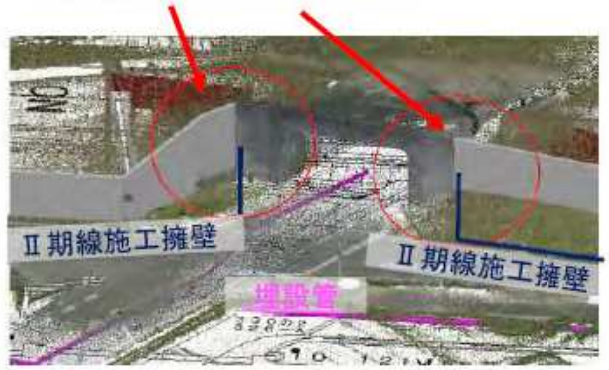

3次元モデル活用時の留意点

- 活用目的以外の箇所に関する3次元モデルの作成・修正を受注者に求めないようにする。
- 地形の精度と構造物の精度のずれにより、地面に埋め込まれたり、隙間があったりすることがあるが、3次元モデルの見栄えを整える作業は必要ではない。（既設構造物との取り合い確認の際は重要であるが、その他の活用目的の場合は原因の把握ができれば十分である。）

3次元モデルの活用（推奨項目）

国土交通省

推奨項目は、業務・工事の特性に応じて活用する。特に大規模な業務・工事や条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。
（該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨）

3次元モデルの活用　推奨項目　例

※先進的な取組をしている事業を通じて、
3次元モデルのさらなる活用方策を検討

	活用内容	活用内容の詳細	業務・工事の種類
視覚化による効果	重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 例：官民境界、地質、崩壊地範囲など	概略・予備設計 詳細設計 施工
	現場条件の確認	3次元モデルに重機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうかを確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	事業計画の検討	3次元モデルで複数の設計案を作成し、最適な事業計画を検討する。	概略・予備設計 詳細設計
省力化・省人化	施工管理での活用	3次元モデルと位置情報を組み合わせて、杭、削孔等の施工箇所を確認や、AR、レーザー測量等と組み合わせて出来形の計測・管理に活用する。	施工
情報収集等の容易化	不可視部の3次元モデル化	アンカー、切羽断面、埋設物等の施工後不可視となる部分について、3次元モデルを作成し、維持管理・修繕等に活用する。	施工

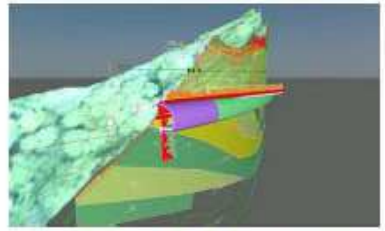

トンネルと地質の位置確認

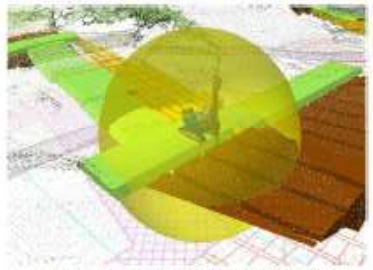

重機の施工範囲確認
※地形は点群取得

供用開始順の検討

掘削作業時にARと比較

DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)

- 業務、工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明
- 受注者が希望する参考資料を発注者は速やかに貸与(電子納品保管管理システムの利用)

(記載例) ○○工事の設計図書の基となった参考資料

対象	説明内容
設計図	「R1○○詳細設計業務」と「R2××修正設計業務」を基に作成しています。「R1○○詳細設計業務」を基本としていますが、△△交差点の部分は「R2××修正設計業務」で設計しています。
中心線測量	「H30○○測量業務」の成果を利用して作成しています。
法線測量	「H30○○測量業務」の成果を利用して作成しています。
幅杭測量	「R1○○測量業務」の成果を利用して作成しています。
地質・土質調査	「H28○○地質調査業務」の地質調査の成果と「H30××地質調査業務」の地下水調査の成果を利用しています。
道路中心線	「H28○○道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
用地幅杭計画	「H29○○道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
堤防法線	「R2○○河川詳細設計業務」において検討したものを利用しています。

- 共通仕様書等による成果物の一覧を参考にしつつ、過去の成果を確認し、最新の情報を明確にする。
- 業務成果が古い場合、修正(変更、追加)が多数行われている事業の場合、管内設計業務等で部分的に修正をしている場合は、検討経緯、資料の新旧等に留意して説明する。

(参考)電子納品保管管理システムの利用(R4.11から受注者利用開始)

受注者が必要な業務成果をダウンロードすることを発注者が許可

これまで

- CD等による受け渡し
  - 発注者が探す時間、受注者が借りに行く手間・時間がかかる
  - 受注者は渡されない成果の存在を知らず2度手間が生じることも

これから

- インターネットによる受け渡し
  - 発注者の資料検索の効率化、受け渡しの手間・時間の削減
  - 受注者による成果品の検索が可能になり、成果品活用の漏れを防ぐ

６．首都圏広域地方計画「基本的な考え方」について

【首都圏広域地方計画「基本的な考え方」概要】

（対象区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

＜現状と課題＞

【３つの危機】
- ○巨大自然災害
- ○国際情勢の緊迫化に伴うエネルギー・食料確保
- ○人口減少・高齢化、人手不足、人材の競争力低下

【首都圏の強み】
- ○中枢機能、ゲートウェイ機能
- ○人材(若者・子ども、外国人/DX・芸術）の集積
- ○大河川、広大な平野、島嶼等の多様で豊かな自然環境が大都市に近接
- ○充実した鉄道等の交通ネットワーク

【コロナ禍を経た変化】 ○東京圏でのテレワークの普及と暮らし方・働き方の変化の兆し

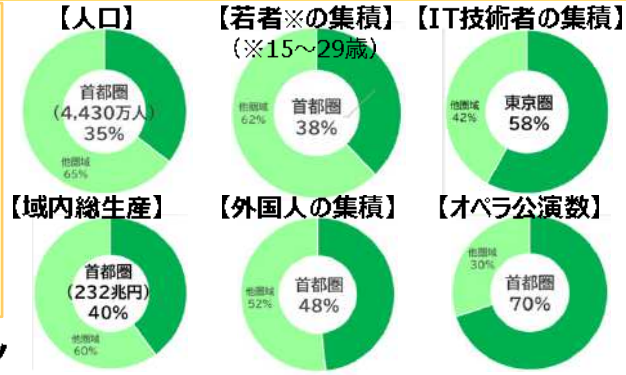

＜将来像＞

- ・テクノロジーを活用した、人間中心で誰一人取り残さない、「ゆたかな」地域
- ・「多様な空間」、「多様な人々の寛容・包摂的な共生」、「多様な選択肢」、自由な判断が尊重される地域
- ・若者・子どもや未来への投資、シニアの能力活用による世代間の公平性が確保される地域
- ・危機に対して「しなやか」な復元力を持つ持続可能な地域
- ・上質なリアルの空間が生活に「ゆたかさ」をもたらし、人間のリアルな交流が「新しい価値」を創出し続ける地域

＜目標＞

Ⅰ．危機を好機として、施策の多機能化と連携によって首都圏をリニューアル

危機：(1)巨大災害リスクへの対応　(2)エネルギー・食料確保のリスクへの対応　(3)人口減少・高齢化リスクへの対応

【首都圏のリニューアル】

①「新技術・新エネルギーに対応できるインフラ」への更新　②「人口が減少しても生産性が高く安心して暮らせる地域」

③「省資源・循環型・グリーン地域」への転換

Ⅱ．首都圏の強みである上質で多様な資源を磨く

首都圏の人々がそれぞれの地域や場面で我が事として捉え、愛着や誇りをもって取り組む

＜戦略的視点＞ 1)デジタルの活用とリアルとの融合　2)人間の仕事の尊重、次世代の育成　3)課題を解決するグリーン

4)縮退・撤退を前提とした新陳代謝　5)国土全体の課題に先進的に取り組む

将来像（しなやか、ゆたかさ、新しい価値の創出）を実現　国際競争力等で我が国を牽引する首都圏

７．総合評価落札方式におけるWLB推進企業への加点措置に関する説明会

WLB推進企業への加点措置　関係法令等

国土交通省

○ **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**（平成27年法律第64号）（抄）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2　略

○ **女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針**

（平成28年３月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）（抜粋）

第２　公共調達

１．ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

（１）取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。

（２）実施時期

原則として、平成 28 年度中に、価格以外の要素を評価する調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するものとする。

ただし、各府省において、競争参加資格を有する企業の状況等により、平成 28 年度中に上記取組の全面的な実施が困難な事情がある場合は、当該府省は、スケジュールを公表した上で、段階的に取組を行うものとする。　（以下略）

国土交通省におけるこれまでの取組

WLB関連認定制度を活用した評価の実施

○平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、認定制度を活用した評価を全面的に実施。

○評価方法（段階的選抜方式において評価）

通常

企業の実績・成績等　　技術者の実績・成績等

＋

WLB推進企業を加点評価

段階的選抜評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3

令和5年6月13日　全ての女性が輝く社会づくり本部会議資料（抜粋）

実施率（取組実施済調達／取組可能調達）の推移（金額ベース）③

3　公共工事等

▶ 令和３年度において取組可能調達のあった全14機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は７機関。

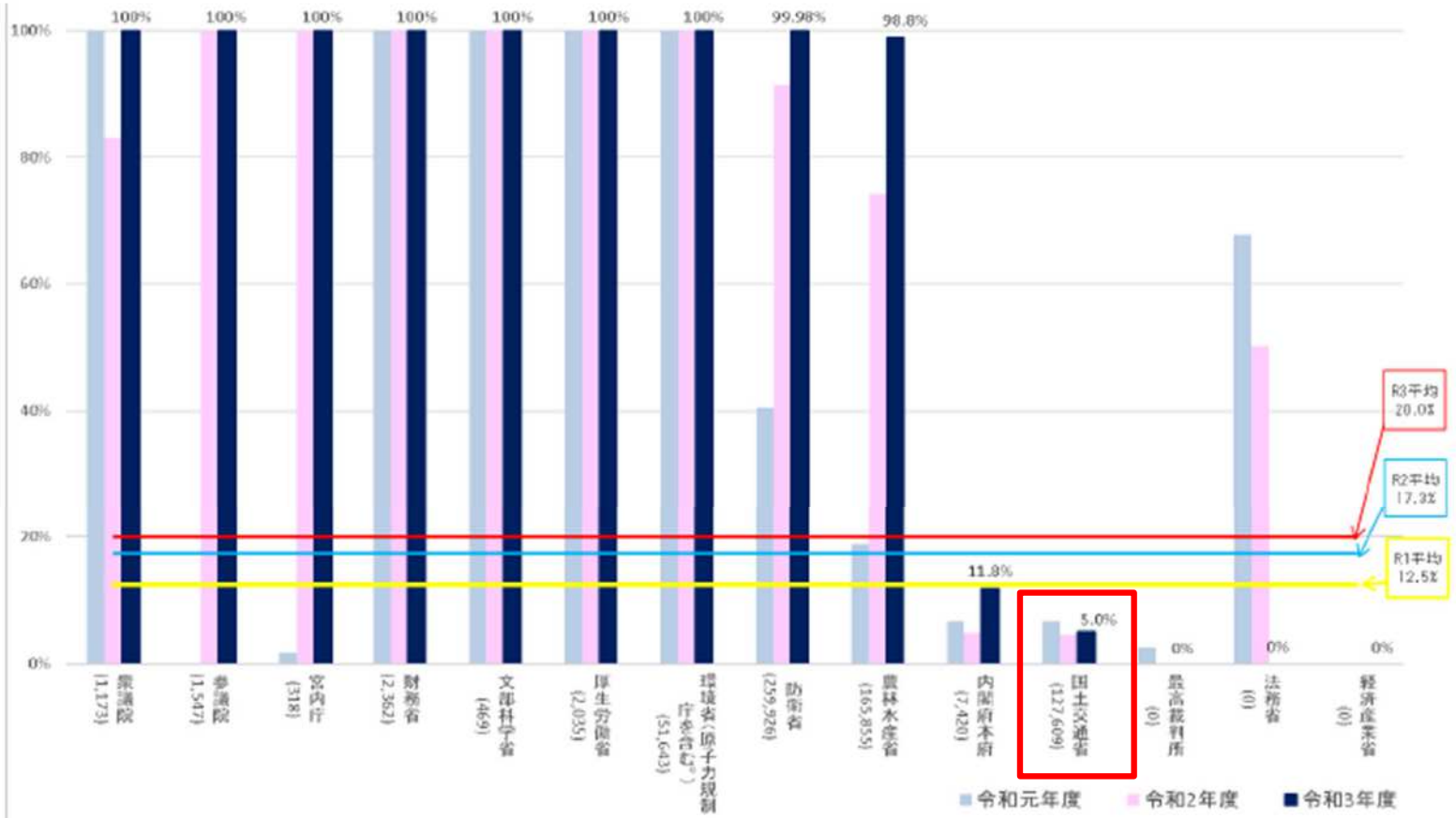

※1　令和元年度～3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。
※2　各機関名の左に令和3年度の取組実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和3年度実績を表記。
※3　経済産業省は、令和元年度及び令和2年度の公共工事等の取組可能調達なし。

国土交通省における今後の取組拡大予定

国土交通省

H30～

一般土木、建築A等級等について、段階選抜方式の第一段階選抜において「企業の能力等」にて加点。

R5.8

加点対象を一般土木、建築A・B等級等（※）まで拡大する旨、地方整備局等宛に通知を発出

※技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約も含む

R5.9

業界団体向け説明会を開催

R6.1～

加点対象を一般土木、建築A・B等級等まで拡大

今後

全ての公共工事等（建設コンサルタント業務等を含む）における総合評価落札方式、企画競争方式（プロポーザル方式を含む）に拡大

令和5年8月通知の内容

国土交通省

国土交通省通知（抜粋）

（1） 対象工事等

一般土木工事A等級・B等級
建築工事A等級・B等級
技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

（2） 配点例

		評価基準	配点
企業の能力等	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 段階選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。

※港湾空港関係は別途通知（予定）

【加点対象】

えるぼし等認定企業

くるみん等認定企業

ユースエール認定企業

【加点項目と配点】

企業の能力等

1点を標準

【参考】えるぼし認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

○**えるぼし認定**：一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である**等の一定の要件を満たした場合に認定。

○**プラチナえるぼし認定**：えるぼし認定企業のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である**等の一定の要件を満たした場合に認定。＜令和2年6月～＞

➡ 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める**認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」**を商品などに付すことができる。また、**プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される**。

プラチナえるぼし	● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、**当該行動計画に定めた目標を達成**したこと。 ● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。（※） ● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準の**全て**を満たしていること（※） ● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、**８項目以上**を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。（※） ※実績を**「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表する**ことが必要
えるぼし（３段階目）	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準の**全て**を満たし、その実績を**「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表**していること。
えるぼし（２段階目）	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準のうち**３つ又は４つ**の基準を満たし、その実績を**「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表**していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、２年以上連続してその実績が改善していること。
えるぼし（１段階目）	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準のうち**１つ又は２つ**の基準を満たし、その実績を**「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表**していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、２年以上連続してその実績が改善していること。

【参考】えるぼし認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

国土交通省

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準①

※ えるぼしの基準のうち下線部は、改正により新たに追加されたもの。

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
1.採用	① 男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること。（直近３事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近３事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと。） 又は ② 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること。 (i) 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が４割を超える場合は４割）以上であること。 (ii) 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が４割を超える場合は４割）以上であること （※）正社員に雇用管理区分を設定していない場合は(i)のみで可。	同左
2．継続就業	○ 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)どちらかに該当すること。 (i) 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ**７割以上**であること。 （※）期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。 (ii) 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ**８割以上**であること。 （※）継続雇用割合は、10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者（新規学卒者等に限る。）のうち継続して雇用されている者の割合 ○ 上記を算出することができない場合は、以下でも可。 ・ 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。	○ 左に掲げる基準のうち、 ・ (i)について、**８割以上** ・ (ii) について、**９割以上** であること。（その他の基準は同左）
3.労働時間等の働き方	○ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。	同左

【参考】えるぼし認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準②

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
4.管理職比率	① 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの**平均値以上**であること。 又は ② 「直近３事業年度の平均した１つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近３事業年度の平均した１つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が８割以上であること。	○ 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの**平均値の1.5倍以上**であること。 ただし、1.5倍後の数字が、 ① **15%以下**の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が**15%以上**であること。 (※) 「直近３事業年度の平均した１つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」が「直近３事業年度の平均した１つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上である場合は、産業計の平均値以上で可。 ② **40%以上**の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が**正社員に占める女性比率の８割以上**であること。 (※) 正社員に占める女性比率の８割が40%以下の場合は、40%以上
5.多様なキャリアコース	○ 直近の３事業年度に、大企業については２項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業については１項目以上の実績を有すること。 A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	同左

（注1）「平均値」は、雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。
（注2） 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない（雇用形態が異なる場合を除く。）。

<その他>
- 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと（プラチナえるぼしのみ）。
- えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を取り消され、又は辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から３年を経過していること（辞退の日前に、雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、辞退の申出をした場合を除く。）。
- 職業安定法施行令第１条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられていないこと。
- 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

【参考】くるみん認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

令和４年
４月１日
から

くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されました！新しい認定制度もスタートしました！

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が１０１人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（１００人以下の企業は努力義務）。
また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

令和４年４月１日から認定制度が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

ポイント１

○くるみんの認定基準とマークが改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率　７%以上　→　令和４年４月１日以降：１０%以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
１５%以上　→　令和４年４月１日以降：２０%以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」（https://ryouritsu.mhlw.go.jp/ p.3 参照）で公表すること、が新たに加わりました。

認定に関する経過措置

①令和４年４月１日から令和６年３月３１日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する水準でも基準を満たします。なお、この場合に付与されるマークは改正前マークとなります。

②令和４年３月３１日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準の算出にあたって、令和４年４月１日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。
この場合に付与されるマークは改正後のマークとなります。

新しいくるみんマーク

ポイント２

○プラチナくるみんの特例認定基準が改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率　１３%以上　→　令和４年４月１日以降：３０%以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
３０%以上　→　令和４年４月１日以降：５０%以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されました。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の１歳時点在職者割合
５５%以上　→　令和４年４月１日以降：７０%以上

特例認定に関する経過措置

①令和４年４月１日から令和６年３月３１日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する水準でも基準を満たします。

②令和４年３月３１日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する基準の算出にあたって、令和４年４月１日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。

特例認定の取消に関する経過措置

プラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で２年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの期間をまむ場合は、新基準を満たしていなくても改正前の基準を満たしていれば取消しの対象とはなりません。

経過措置の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

トライくるみんマーク

ポイント３

○新たな認定制度「トライくるみん」が創設されました。

認定基準は、改正前のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

ポイント４

○新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」が創設されました（詳細は p.4 参照）。

厚生労働省　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

1

くるみん、トライくるみん認定基準

	改正前くるみん	トライくるみん	新しいくるみん
1.	雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。		
2.	行動計画の計画期間が、２年以上５年以下であること。		
3.	策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。		
4.	策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。		
5.	次の（１）または（２）のいずれかを満たしていること。 （１）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が７%以上であること。 （２）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて１５%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が１人以上いること。		5. 次の（１）または（２）のいずれかを満たしていること。 （１）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が１０%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 （２）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて２０%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が１人以上いること。
	＜労働者数が３００人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。		
	① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（１歳に満たない子のために利用した場合を除く）		① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（１歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
	② 計画期間内に、中学校卒業前（１５歳に達した後の最初の３月３１日までの子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。		② 計画期間内に、中学校卒業前（１５歳に達した後の最初の３月３１日までの子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
	③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長３年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が７%以上であること。		③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長３年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が１０%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
	④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（１５歳に達した後の最初の３月３１日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。		④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（１５歳に達した後の最初の３月３１日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
6.	計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、７５%以上であること。 ＜労働者数が３００人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内の女性の育児休業等取得率が７５%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長３年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が７５%以上であれば基準を満たす。		6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、７５%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 ＜労働者数が３００人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内の女性の育児休業等取得率が７５%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長３年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が７５%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。
7.	３歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。		
8.	計画期間の終了日の属する事業年度において次の（１）と（２）のいずれも満たしていること。 （１）フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月４５時間未満であること。 （２）月平均の法定時間外労働６０時間以上の労働者がいないこと。		
9.	次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① 所定外労働の削減のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置		
10.	法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。		

【参考】ユースエール認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

国土交通省

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

ご存じですか？
「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

<認定マーク>

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的ＰＲを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にＰＲすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から－0.60%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和５年３月１日現在（期間5年以内）で中小企業事業1.20%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のＵＲＬをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050315開若01

【 認定基準 】

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近３事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が１人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※4
		・直近３事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が１人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去３年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去３年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※6	
7	過去３年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去１年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※１ 少なくとも卒業後３年以内の既卒者が応募可であることが必要です。
※２ 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。
※３ 直近３事業年度の採用者数が３人または４人の場合は、離職者数が１人以下であれば、可とします。
※４ 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という３つの条件を満たす休暇について、労働者１人あたり５日を上限として加算することができます。
※５ 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」(子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。)を取得している企業については、認定を受けた年度を含む３年度間はこの要件を不問とします。
※６ ３、４の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から３年以内であっても再申請が可能です。
※７ 離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（https://shinsei.e-gov.go.jp/）

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。
（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

2

８．総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置（地方整備局等発注工事）

国土交通省

※北海道開発局、８地方整備局、沖縄総合事務局（農業・港湾空港関係を除く）を対象に集計。 数値は全て令和5年3月末時点。

○令和4年4月から、総合評価落札方式による政府調達において、賃上げを実施する企業に対する加点措置を開始。
○令和4年度実績では、落札者のうち約4分の3が賃上げを表明。

■制度概要

【競争参加時】

今後1年間の従業員への賃上げを表明

⇩ 総合評価において、表明者に加点

落札・契約

【賃上げ目標】
大企業　　：3%
中小企業等：1.5%

【賃上げ表明期間終了後】

契約企業を対象に賃上げ実績を確認

⇩ 目標未達成の企業については、以降の総合評価において減点措置（1年間）

■落札者の約4分の3が賃上げ表明

	件数・者数
対象工事件数（※）	6,679件
のべ競争参加者数	40,295者
実競争参加者数	4,507者
うち、賃上げ表明者数	3,010者（約67%）
実落札者数	2,709者
うち、賃上げ表明者数	2,029者（約75%）

■直轄工事を安定的に受注している企業ほど、表明率が高い傾向

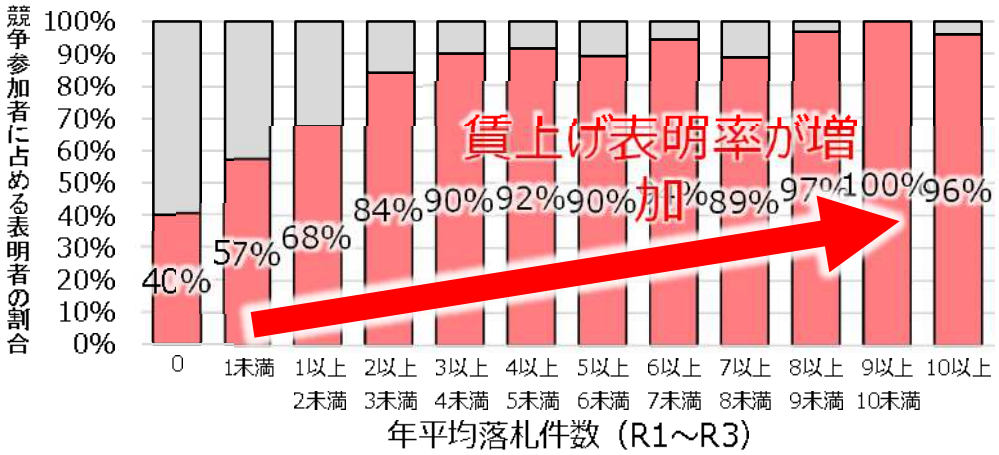

■公共工事の割合が高い工種は、表明率が高い傾向

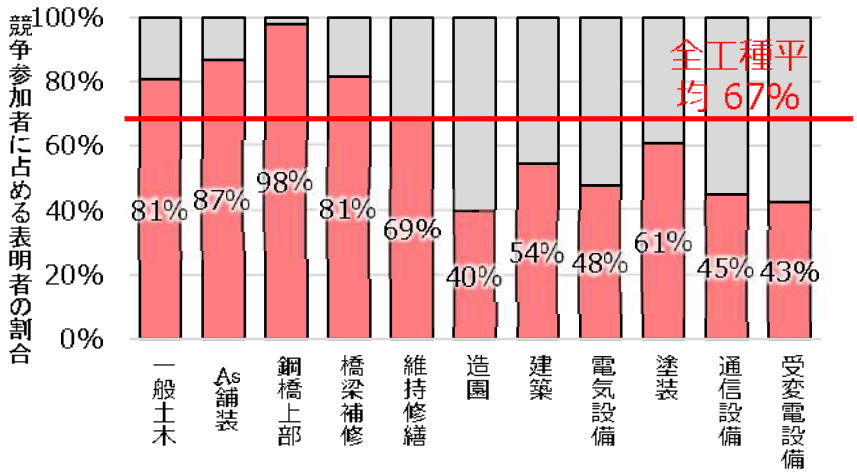

賃上げ実績の評価対象とし得る賃金・社員について

国土交通省

○「評価対象社員」と「評価対象賃金」について、企業等の個別の事情に応じて柔軟に組合わせて評価することが可能。

評価対象賃金 ＼ 評価対象社員		継続雇用社員			比較する2年間を連続雇用していない社員		その他の雇用形態（※）		…
		役員	正社員	休職者など	退職者	新入社員	再雇用	パート アルバイト	
所定内給与	基本給	③	④						
	各種手当 （ex.住宅手当、家族手当）								
時間外手当									…
賞与									
…		①	②		…				

（※）その他の雇用形態についても、継続雇用社員等を評価対象とするかどうかは正社員に準じて判断可能。

【評価ケースの例】

- ①：社員への支払い賃金の総額で評価する場合
- ②：継続雇用している正社員への支給額で評価する場合
- ③：時間外手当や賞与等を除いて評価する場合
- ④：継続雇用社員の基本給の定期昇給等で評価する場合
- …

※その他の企業固有の雇用形態や手当等については、制度の趣旨を踏まえて個別に対応。
※具体例については、国土交通省WEBサイトに掲載のQ&A等も参照してください。
※制度の趣旨から意図的に逸脱することのないようご留意ください。

各種ご質問に対するQ&Aについて

国土交通省

○寄せられた質問等については、国交省WEBサイトにてQA形式で掲載（R5.8.16最終更新）

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置　国土交通省Q＆A

大分類	小分類	細分	ご質問	回答	作成・更新日
2	2	②(2)	具体的に、2022年度はボーナス引き上げによる従業員一人当たりの給与総受給額（ボーナス・各種手当含む）を前年度比3%以上アップ。 それに対し、2023年度は基本給（ボーナス・各種手当含まず）のベースアップによる賃金引上げを検討している。 このように、賃上げ実績の評価対象が2022年度と2023年度で異なっても問題ないか。	各企業の実態を反映した適切な評価方法で評価できるようにすることが、実績確認の運用の基本的な考え方です。このため、年度等によって変化する状況に応じて、評価方法を変えた方が適当な場合は、変更することに差支えありません。 その際には、各企業の実情に応じ適切に根拠資料を整理して頂き、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出をお願いいたします。 年度等によって変化する状況に応じて評価方法を変えることは、一概に否定されるものではありませんが、実態として賃上げが伴っていることが必要です。評価対象となる給与を年度ごとに意図的に変更することにより、実際の賃上げが伴わない場合等、制度の主旨を意図的に逸脱する行為とみなされる場合には、実績として認められない可能性がありますので、ご留意ください。 一例として、 ・令和３年度から令和４年度にかけては、賞与を引き上げて、給与総受給額３％賃上げを達成し、給与総受給額を評価対象とする。 ・令和４年度から令和５年度にかけては、意図的に賞与を引き下げつつ基本給のみを３％引き上げ、実態として給与受給額が上昇していないにも関わらず、評価対象を基本給のみとする。 等のケースでは、制度の趣旨からの意図的な逸脱と判断される可能性もあります。	R5.8.16

令和５年度　（一社）埼玉県建設業協会との意見交換会

整備局資料－２

建設産業行政の最近の動き

国土交通省関東地方整備局建政部

■ 斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会（Ｐ２）

■ 中央建設業審議会・社会資本整備審議会
基本問題小員会中間とりまとめ（Ｐ４）

■ CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた
更なる取組強化（Ｐ９）

斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会

斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会（R5.9.19）

国土交通省

開催概要

日　　時：令和５年9月19日 13:00～14:00
出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、
　　全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会
テーマ：令和６年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組　等

- **公共工事予算の執行が順調であること、不調不落も減少傾向にある**ことなどから、**十分な施工余力があることについて再確認。**
- 前回の意見交換会で申し合わせた**賃金引上げや工期の適正化については、国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。**

【前回（令和５年３月）の申し合わせ】

- 本年は**技能労働者の賃金が概ね５％上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進める**こと
- 建設業の働き方改革に向けて、**全ての関係者が週休２日（４週８閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組む**こと

意見交換会の様子

中央建設業審議会・社会資本整備審議会
基本問題小員会中間とりまとめ

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ（概要）
～担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して～

✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

1.請負契約の透明化による適切なリスク分担

（１）契約における非対称性の解消
①受注者によるリスク情報提供の義務化
・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
②請負契約に予備的経費等に関する事項を明記
③オープンブック・コストプラスフィー方式の標準請負契約約款の制定

（２）価格変動等への対応の契約上での明確化
①請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
②価格変動に伴う請負代金の変更条項を契約書上明確化
・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

（３）当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化
①当事者間での誠実協議
・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
②民間事業者への勧告等
・不当に低い請負代金での契約締結について、国土交通大臣等の勧告対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

2.適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

（１）標準労務費の勧告
・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

(2)受注者における不当に低い請負代金の禁止
・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、指導、勧告等の対象とする

(3)適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置
・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

3.魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

（１）適正な工期の確保
①受注者による著しく短い工期の禁止
②WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

（２）生産性の向上
①建設工事現場を適切に管理するための指針の作成
・ICTの活用等による現場管理のための指針を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
②監理技術者等の専任制度等の合理化

※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

現状・課題

- ✓ 発注者が、請負代金の中に含まれる**予備的経費等の内容を詳細に把握することは困難**であり、**受発注者間で情報の非対称が生じている**。
- ✓ **価格変動等に対してどのようにリスク管理を行っていくかが契約上不透明な場合、受発注者間に認識の齟齬が発生**。
- ✓ 適切なリスク分担がなされない場合、契約当事者のみならず、その下請業者なども含めた**建設生産システム全体に経営悪化や不良工事の発生といった悪影響が及ぶおそれがある**。

対応の方向性

1）契約における**情報の非対称性の解消**、2）**価格変動等への対応**の**契約上での明確化**、3）**当事者間でのコミュニケーション**を制度的に担保することで、**契約の透明化と当事者間での協議を通じたリスクへの対応**を実現

今後のイメージ（建設工事における契約プロセス例）

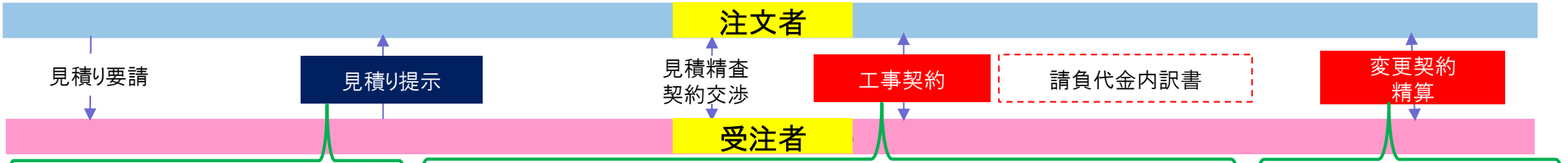

(1)①　受注者によるリスク情報提供の義務化
建設工事に影響を及ぼす事象に関する情報の受注者からの提供を義務化

(1)②　契約書に予備的経費に関する事項を明記

(1)③　オープンブック・コストプラスフィー方式[注1]の標準請負契約約款の制定

(2)①　民間工事標準約款[注2]の利用促進

(2)②　価格変動に伴う請負代金の変更条項の契約書への明示
法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に、請負代金の額又は工事内容をどのように変更するかの定め」を置くべきことを明確化

(3)①　当事者間での誠実協議
請負代金や工期に影響を及ぼす事象で当事者の責に帰さないものが生じた場合、受注者・注文者双方が誠実に協議を実施

(3)②　民間事業者への勧告等
- ➢ 法第19条の3（注文者による不当に低い請負代金の禁止）違反への勧告対象に民間事業者を含める
- ➢ 請負契約の締結状況について広く情報を調査・整理した上で、公表。不適切な契約に是正措置を講ずるための組織体制を整備

※　契約形態に応じた対応や設計変更等に関する責任分担のあり方についても整理が必要

（注1）　工事に係る支出（コスト）を受注者が開示すること（オープンブック方式）で実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬（フィー）を加算して支払う方式（コストプラスフィー方式）。
（注2）　民間建設工事標準請負契約約款。同約款（甲）第31条において、請負代金額の変更を求め得る場合を規定。

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

現状・課題

- ✓ 労務費等の見積りが曖昧なまま工事を受注した場合、適切な賃金の原資を確保できないおそれがある。また、技能労働者の賃金を能力や経験が反映された適正な水準に設定しようとしても、相場感が分からず取組が進まない。
- ✓ 労務費は、短期的な市況の影響を受けやすく、累次の下請契約等が繰り返される中で、適切な工事実施に必要で、かつ、中長期的にも持続可能な水準の労務費が確保されにくい。この結果、現場の技能労働者への行き渡りも徹底されにくい。

対応の方向性

適切な労務費が下請契約等において明確化されるルールを導入しつつ、不当な安値での受注を排除していくことで、技能労働者の能力や経験に応じた適切な賃金の支払いや処遇の改善（賃金の行き渡り）を実現する。

今後のイメージ

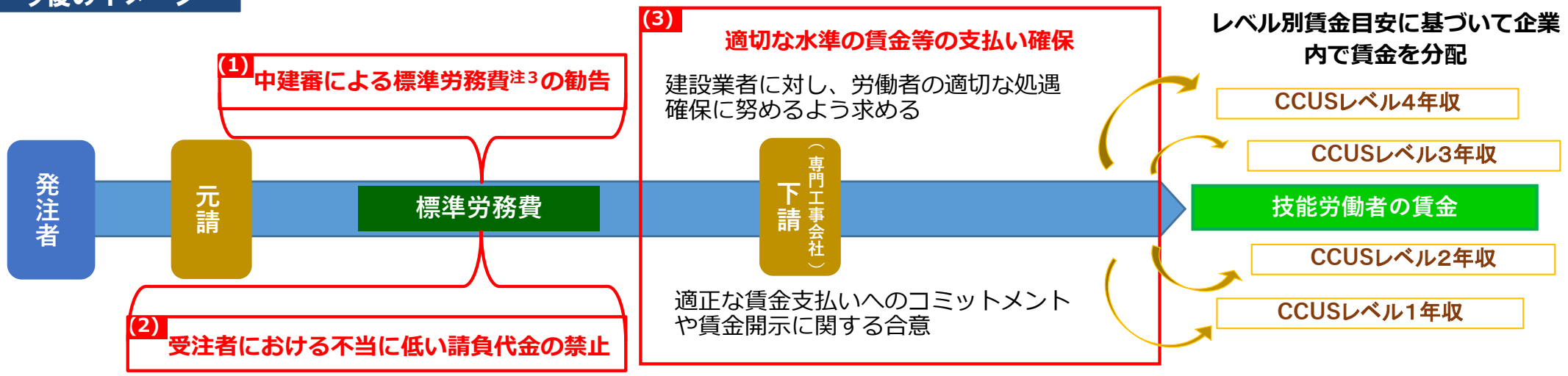

※ これらを担保する措置の一環として、まずは公共工事において賃金支払い及び社会保険加入状況の実態を適切に把握する取組を検討

（注3）標準労務費
適切な工事実施のために計上されるべき、中長期的にも持続可能な水準の標準的な労務費。
請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いる。

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

現状・課題

- ✓ 適切な工期が確保されない場合、**技能労働者の就労環境が悪化するおそれがある**のみならず、**施工品質や安全面にも影響が生じる可能性**がある。また、週休2日の実現や令和6年4月から適用される罰則付き時間外労働規制への対応が急務。
- ✓ 働き方改革の推進には、事務作業等の効率化が不可欠であるが、これに効果を発揮する**情報通信技術の活用が十分に進んでいない**。このことは、施工体制管理のさらなる徹底を図る上でも課題。

対応の方向性

建設生産プロセス全体を通じた適切な工期の確保を徹底するとともに、**情報通信技術の活用等による生産性の向上**を図ることにより、**他産業と比較しても働きやすく、魅力的な就労環境を実現**する。

今後のイメージ

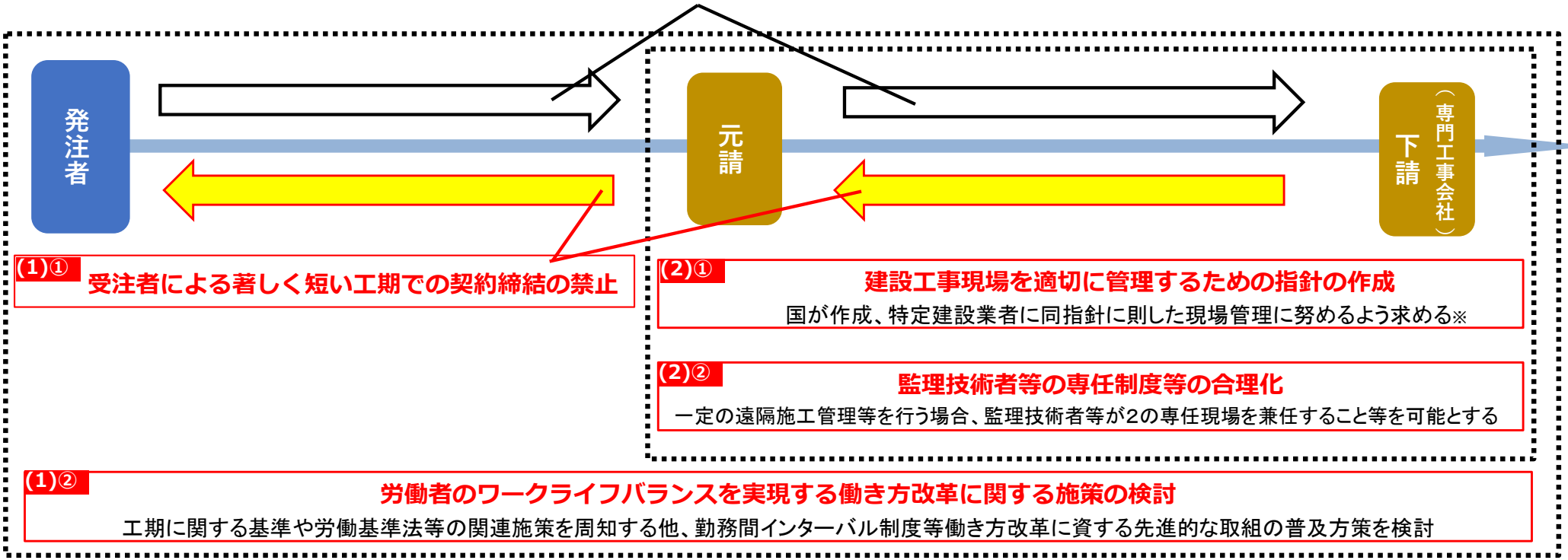

※ 例えばCCUSのように、本人認証や真正性を確認済の情報等を備えたシステムを活用可能とすることで、施工体制の確認やその管理等を徹底していく

CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた更なる取組強化

CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた更なる取組強化

国土交通省

○ 来年４月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなることを踏まえ、**令和５年度を「CCUS能力評価躍進の年」**となるよう、業界と一体となって取組を加速化

※ CCUSの運営主体である**建設業振興基金と能力評価の実施について**円滑な連携が図られるよう、推進体制（CCUS能力評価推進協議会）についても整備

どんな現場でも、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備

就業履歴を蓄積できる環境の整備

◎ **市販の安価なカードリーダー**でも対応可能なシステムや**安価に電話で就業履歴が蓄積できる実験的取組**を**本年中に提供開始**

◎ **カードリーダーがなくても、iPhoneにより**就業履歴が蓄積できるよう、調査結果を踏まえ**来年度早期のシステム供用開始を目指す**

◎ CCUS新規登録事業者に**カードリーダーの無償貸与を実施（建設業振興基金にて継続）**

未設置現場向けのメールでの専用窓口の設置

◎「現場にカードリーダーがない」という場合に、技能者や下請からのメール専用窓口を振興基金に開設。
（相談内容に応じた元請向けの情報提供等の**サポートの実施**、上記のカードリーダーの**無償貸与等を周知）**

【その他の取組】
○ カードリーダーの購入等に係る経費を助成する厚労省の助成金（2/3補助）の活用
○ 元請業者に対しては、施工体制登録など現場の手間を削減するような支援

技能者の能力評価の促進

基準未策定となっている分野の評価基準の整備

◎能力評価**基準が策定されていない分野について**専門工事業団体による**基準作成等に対して支援**

申請数増加に向けた専門工事業団体への支援

◎評価申請を増進するため、専門工事業団体による**能力評価実施体制の整備や周知活動**に対して支援

技能者登録の際にワンストップでレベル評価

◎技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能とするよう、「ワンストップ申請」を**来年４月目途に供用開始**

【その他の取組】
○ 地域の公共土木で職種横断的に現場を担う技能者の評価の在り方について、基準の策定を視野に入れた実態把握・検討

◎元請会社には、**現場でのカードリーダー等の設置**を進めていただくよう、お願いします。
◎業界団体の皆様には、**技能者の能力評価**の周知・普及を進めていただくようお願いします。

令和4年度　意見要望への対応状況　関東地方整備局

整備局資料－３

※令和4年度に開催した、日建連、各都県建設業協会、PC建協、橋建協、道建協との意見交換会における、主な要望等に対する対応状況。

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
新・担い手３法	改正品確法運用指針	発注者協議会	・市町村へ品確法及び運用指針に基づく入札制度、工事の施行に係る対応、工期に関する基準、新・全国統一指標の周知徹底。（日建連、栃木、埼玉、東京、神奈川） ・自治体等へ週休２日の完全実施に向けた働きかけ。（日建連、PC建協、栃木、神奈川）	・「関東ブロック発注者協議会、幹事会、都県分科会、建設分科会」で、区市町村等へ改正品確法、改正運用指針、運用指針の取組について情報共有し、取組強化・推進を要請。 ・R1.5.29に開催した「関東ブロック発注者協議会」において、発注者間の協力体制の強化等を図ることを目的に、新たに各都県の代表首長（市長会長、町村会長）にも参画頂くこととした。 ・H30.2に発注者（地公体）へ品確法に係る各種取組等の情報提供を行うために配信している「発注者ナビ」を継続。【21号まで配信（R5.9月末時点）】 ・「関東ブロック発注者協議会」において、運用指針で定められた発注関係事務のうち5指標（全国統一指標）について、R3年度の実施状況をR4.10に公表。 ・週休2日制対象工事の実施状況の指標を区市町村の発注工事へ拡大し、取り組みを見える化。	
働き方改革担い手確保	週休2日	試行工事	・全てのWTO対象工事で発注者指定型による週休2日の実施。（日建連） ・現場閉所困難工事における入札公告への条件明示。（日建連） ・「完全週休2日制（土日）モデル工事」の試行を実施。	・R3年度より、原則全ての工事で発注者指定方式による「現場閉所による週休2日制適用工事」又は「週休2日交替制モデル工事」を採用。 ・R4年度には、一般土木工事（WTO対象）において、現場の休み（現場閉所）を土日に定める「完全週休2日制（土日）モデル工事」の試行を実施。 ・R5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施。	
		積　算	・週休2日制の達成に向けた適切な工事費の設定。（橋建協、千葉、長野） ・適正な利潤を確保するために実態を踏まえた補正率の引上げ。（神奈川）	・R2年度より、週休２日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。 ・R2年度より、受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。 ・R3年度より、交替制モデル工事については、労務費に加え、現場管理費に対しても補正係数を適用。 ・令和5年度も補正係数を引き続き継続。 ・時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化（朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映）	
		工期設定／工程管理	・適切な工期の設定。（日建連、橋建協、道建協、東京、山梨、長野、神奈川） ・設定した工期の前提条件の明示。（日建連、橋建協、道建協） ・工事工程の共同管理の徹底。（日建連、道建協、埼玉）	・日当たり標準作業量と週休２日を考慮した雨休率を基に、適正な工期を見込むために原則として「工期設定支援システム」を活用。 ・R2年度から、工種区分別に準備期間及び後片付け期間の標準値を設定するとともに、維持工事のように全体工期に影響のない工事を除き、全ての工事において、工事工程クリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施。 ・R3年度より、原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象とし、発注時に工期設定の根拠とした関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続き等の進捗状況を踏まえた「概略工事工程表の開示」の試行を実施するとともに工事着手前に行う設計審査会において工事工程の照合（クロスチェック）を行うことを周知徹底。 ・工期設定に新たに猛暑日を考慮	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		2024年4月からの建設業時間外規制	・時間外労働と休日労働の適用除外に関して、除雪や大雨時のパトロールの扱い	・適用除外に関して労働部局を交えた直轄事務所、県、建設業協会との勉強会等を開催	
働き方改革担い手確保	施工時期の平準化		・発注時期と施工時期の平準化。（橋建協、道建協、栃木、東京、長野）	・早期発注、国債制度、翌債（繰越）制度及び余裕期間制度を活用し、平準化を推進。 ・「関東ブロック発注者協議会」において公表した全国統一指標のうち、平準化率については国、特殊法人、都県、政令市に加え、R1年度より区市町村も含め平準化の目標を設定し公表。	
	CCUS		・CCUS義務化モデル工事の対象拡大。（日建連） ・CCUS活用推奨モデル工事の試行拡大。（東京） ・自主的にCCUSの活用している企業に対する評価のしくみの検討。（群馬） ・CCUS義務化モデル工事やCCUS活用推奨モデル工事の導入促進。（道建協、PC建協） ・登録料、利用料、機器導入費用を発注者で負担。（東京、群馬）	・R2年度より原則全ての一般土木工事（WTO対象工事）において発注者指定型による「CCUS義務化モデル工事」の試行を実施。 ・一般土木工事（Cランク）を対象に、建協要望を受けて、「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施。 ・群馬県内の一般土木工事（Cランク）において、R4.1から「CCUS活用工事（受注者希望方式）」の試行を実施。 ・CCUS活用推奨モデル工事およびCCUS活用工事（受注者希望方式）については、R4.7.1以降に入札を行う工事から、カードリーダー設置費用、現場利用料を精算変更時に支出実績に基づいて現場管理費として計上。 ・R5年度は、新たに千葉県、茨城県、神奈川県で「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施予定。	
	見積尊重宣言		・「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の拡大。（日建連）	・R1年度より段階的選抜方式の一般土木工事（WTO対象）において、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行を実施。	
i-Construction（建設生産性の向上）	ICT活用	活用工事	・ICT等の新技術拡大のための基準類の改定。（日建連、道建協） ・ICT活用促進に向けた新技術活用や後方支援。（PC建協、橋建協） ・小規模な工事の発注が多い県工事、市町村工事などへのICT 施工の普及促進。小規模工事では割高になるICT 建機のリース代の支援や、県や市町村工事の規模に見合う積算基準の作成。	・H28.4より、3次元データを活用するため新基準や実施要領を毎年度整備。併せて、ICT建機等の活用に必要な費用の計上や工事成績評点で加点評価を実施。 ・R1年度から、産学官共働によるICT施工の技術基準の策定を試行し、基準類の策定、改正を実施。 ・R4年度、「ICT構造物工（橋梁上部・基礎工）」や中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模現場（床堀工・小規模土工など）への適用拡大を実施。 ・R5年度、「ICT構造物工」においては橋梁上部工、「ICT土工1,000m3未満」では暗渠工の適用拡大を実施。 ・図解で分かりやすく解説し更なるICT施工の実施と現場技術者の理解を促すために「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き（案）」及び「小規模工事ICT施工活用の手引き（案）」を発出。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		各種支援制度	・i-Construction技術講習会およびICT舗装の現場見学会の開催。（道建協） ・ICT普及促進ワーキングにおけるICT技術の活用方法等の検討状況。（栃木） ・ICT施工の内製化に向け、IT人材の育成や高額なソフトウェアの購入助成などの支援策の検討。（群馬、東京）	・出前講座による講演や各種ICT技術講習会等の開催を継続。 ・R2.12に、関東地整ICTアドバイザーを創設しICT施工をサポート。またICTアドバイザー意見交換会を開催し更なる課題解決や普及促進にむけた対応を協議しアドバイザー活動に展開。 ・R3.4より関東DX・i-Construction人材育成センターを開所し、施工業者も受講可能な講習等を開催。	
i-Construction（建設生産性の向上）	規格の標準化		・プレキャスト工法の標準化。（日建連、PC建協） ・コスト以外の省人化や工期短縮効果を評価する仕組みの導入。（日建連） ・PRISMの取組みの継続と拡大。（日建連）	・H28.3に生産性向上を進めるための課題及び取組方針や全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方を検討することを目的に、関係者からなる「コンクリート生産性向上検討協議会」を設置し、R5.2月末で12回開催。 ・「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」をH30 年度より開始。 ・PRISMは令和4年度に成果報告会を実施して終了した。 ・令和5年度からPRISMの名称がBRIDGEへと改名され、研究開発等の施策のイノベーション化につなげるための「重点課題」を設定し、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進している。	
	BIM／CIM		・BIM/CIM活用工事の大幅な拡大。（日建連、PC建協） ・R5年度のBIM/CIM原則適用に向けた現状等。（栃木、埼玉）	・令和5年度のBIM/CIM原則適用を受け、「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針（R5.3）」に基づきBIM/CIM活用工事の取組を進めている。 ・発注実績は令和3年度から令和4年度にかけて約2倍に増えた（96件→184件）。 ・BIM/CIMの活用や受発注者間のデータシェアリングに関して、研修等により発注者のスキルアップを図り、適切に対応。	
入　札 契　約	入札契約制度		・手続きの負担軽減（手続きの期間短縮や改善、技術提案の改善、設計成果品の電子開示、専任技術者の要件緩和など）。（日建連、橋建協、埼玉、千葉、東京）	・主任（監理）技術者の育成に資する「技術者育成型」を評価項目の一部見直す（H30一部見直し）とともに、対象工種等の拡大を図り継続。 ・若手技術者の育成に資する「若手技術者活用評価型」を継続。 ・受発注者双方の事務負担軽減のため、技術提案簡易評価型の拡大 ・R2.11より、技術提案書を作成するための資料閲覧について、インターネットを活用した閲覧を実施。 ・R3.1より、電子入札システムの容量を3メガから10メガに拡大。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	発注方式		・一括審査方式のさらなる活用の拡大。（日建連、橋建協） ・設計者と施工者の連携した契約方式の採用。（PC建協） ・ECI方式のさらなる活用の拡大。（日建連） ・フレームワークモデル工事や公募型指名競争の活用。（埼玉、神奈川）	・受発注者の事務量等の負担を低減するため、「一括審査方式」、「段階的選抜方式」を継続。 ・段階的選抜方式については、H30.10より一次選抜者の拡大に向けチャレンジ枠を試行。 ・技術提案・交渉方式（ECI方式）は工事の仕様の確定が困難な技術的に難しい場合に適用。具体的には「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」では「発注者が最適な仕様を設定できない工事」及び「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」に適用となっている。関東地方整備局としても、工事の特性を踏まえ技術提案・交渉方式（ECI方式）の活用を検討。 ・効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上を図るため、新技術導入促進型（Ⅰ、Ⅱ）の試行を拡大。 ・R2.5から実施している「フレームワークモデル工事」及び「公募型指名競争入札」については、技術者の事前登録等を求めず、契約後に登録する入札手続きを実施。 ・R4.3に港湾空港工事において、ECI方式により発注。 ・R5.4より、チャレンジ枠の見直し（「10者を越えた者の半数」から「上限15者」に見直し） ・R5.8に橋梁補修・補強工事を技術提案・交渉方式（ECI方式）を採用し発注	
設　計 積　算	事前調整 事前準備 条件明示		・現場条件を踏まえた適切な設計積算及び関係者調整などを整えたうえでの工事発注。（橋建協、道建協、茨城、埼玉、栃木） ・概算概略発注時における工事着工までの期間をあらかじめ全体工期に反映した発注。（山梨） ・現場と整合性のある精査された最新の設計図書の提供。（神奈川）	・工事発注に際し、適正に条件明示を行うなど、円滑に工事着手・施工ができるよう「土木工事条件明示の手引き（案）」（R1.9改定）を活用。 ・設計変更に係る業務の円滑化を図るため、設計変更が可能なケースや手続きを示した「設計変更ガイドライン」を契約図書の一部として運用。項目別チェックリストとその記載例を集約的に掲載した「土木工事条件明示の手引き（案）」の一部改定に伴い、「設計変更ガイドライン」を改定し、R1.9に各事務所へ周知徹底。 ・R1.9より、本官工事において、条件明示チェックリストを入札公告時に開示する試行を開始。 ・R3年度より、全ての本官工事及び当初予定価格3億円以上の全ての分任官工事を条件明示チェックリストの開示対象に拡大。	
	予定価	労務単価 市場単価	・設計労務単価の増額。（橋建協、道建協、埼玉、千葉、山梨、神奈川） ・実勢価格を把握される調査回数の増加。（既製杭工）（茨城）	・労基法改定による有給休暇取得義務化や必要な法定福利費を反映し、R4.3.1から適用の公共工事設計労務単価について、主要12職種（全国）単純平均で前年度比3.0%、全職種で前年度比2.5%の引き上げを実施。 ・R5年度は主要12職種（全国）単純平均で前年度比5%の引き上げを実施。	
		低入札価格 調査基準	・低入札価格調査基準の引き上げ。（道建協、神奈川） ・最低制限価格における一般管理費の算定率（5.5/10）の引き上げ。（埼玉）	・R4.4.1以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。（一般管理費等×0.55 ⇒ 一般管理費等×0.68）	
	設計変更		・適時適切な契約変更。（日建連） ・発注者が作成すべき資料は、受注者の負担を最小限。（道建協） ・工期延長又は短縮に伴う増加費用は、工期の変更と連動した積算。（道建協）	・「設計変更ガイドライン」では、設計変更が可能なものの事例を示すとともに設計変更に係わる資料の作成についての具体的対応方法を記載。 ・工期の延長または短縮に伴い増加する費用については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」に基づき、適切に受発注者協議。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
監督検査	書類の簡素化		・工事情報共有システム(ASP)活用による紙書類提出の削減や電子データと紙書類の二重提出防止の徹底。(橋建協、道建協) ・提出書類の更なる簡素化と適正化。(日建連、PC建協、道建協、埼玉、東京、神奈川、山梨)	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、提出書類の削減。 ・R1.10に各事務所副所長あて、R2.11に各事務所長あて書類簡素化の徹底を通知。巡回現場会議においても、書類簡素化について各事務所に周知徹底。併せて、R3.3に「三者会議」「設計変更審査会」において、説明資料は電子データを原則とし、ペーパーレスやweb会議による開催とすることを通知。 ・R3.9に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」を改定し、「受発注者間で作成書類の役割分担の明確化」、「工事書類の原則電子化」、「周知責任者を設けて関係者への周知」を行うこととし、工事書類の電子化・スリム化を周知徹底。 ・R5.7に、「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現などを適正化し、より分かりやすいものにバージョンアップし周知徹底。	
	監督・検査		・ASPの活用徹底、電子検査・オンライン電子納品の推進。(日建連、PC建協) ・工事検査書類限定型工事の活用推進。(日建連)	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、情報共有の効率化。 ・本官工事の中間技術検査等において、WEB(teams等)を活用した検査を実施。 ・R3年度より、原則全ての工事において工事検査書類限定型工事(検査書類は10種類に限定)を実施。 ・R3.12.1以降に竣工する土木工事において、原則オンライン電子納品とする運用を開始。	
	遠隔臨場		・遠隔臨場の活用推進と環境整備。(日建連、PC建協、橋建協、道建協)	・R2年度から「建設現場の遠隔臨場に関する試行」を開始。 ・R3年度から本官工事及び3億円以上の分任官工事は発注者指定型、その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し、発注者指定型に指定して試行。 ・効果が期待されるもの、新型コロナ感染拡大防止にも寄与するものは発注者指定型とし、試行に係る費用の全額を発注者が負担。 ・R4.6より、全ての工事を対象に試行を実施(1億円以上の工事は原則、発注者指定型) ・R5.4に特記仕様書記載例を改正し、遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備に当たっては発注者の費用負担にて行うこと、また、通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討の上、監督職員と協議を行う旨を明記。	
持続可能な事業環境の確保	事業展開		・中長期的な事業の見通し。(日建連、道建協、PC建協、橋建協、千葉、山梨、長野)	・R2.10.1より、「入札情報サービス」にて事務所ごとに各事業の中長期的な発注見通しを公表。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	地元受注		・地元企業が参加・受注しやすい「地域防災担い手確保型」、「自治体実績評価型」、「技術提案チャレンジ型」、「地域密着工事型」などの発注件数の増。（栃木、埼玉、千葉、神奈川） ・地元企業が参加しやすい規模での発注。（神奈川）	・地域精通度や地域貢献度を評価する、「地域密着工事型」を継続。 ・災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を継続。 ・直轄工事に実績が無い、あるいは少ない企業であっても、技術力のある企業の競争参加を促す「技術提案チャレンジ型」を継続。 ・R2年度より施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型において都県・政令市発注工事の成績、表彰も評価対象に追加。【一般土木、As舗装、維持修繕】 ・R4.8より担い手の中長期的な育成・確保を更に推進するため、「自治体実績評価型」を「自治体実績チャレンジ型」に改め、地域貢献度等の評価を見直し。 ・R5.4より災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災実績評価型」「実績評価型」を整理統合して「企業実績評価型」とし、地域貢献度の評価を見直し。 ・R5.8より地域インフラを支える担い手として企業の確保等を目的として、地域精通度の配点が高く、企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」を新設。	
	災害関係		・災害活動に係る補償。（神奈川） ・建設工事標準請負契約約款第30条（不可抗力による損害）の改善。（神奈川、長野）	・災害発生時における応急復旧等に関する災害協定の締結にあたり、出動を要請（契約）した際には、法定外の労災保険に加入されていることが条件となるよう協定書へ記載することを関係事務所へ周知。 ・事務所で締結した災害協定に基づき協会会員企業へ応急復旧工事等の対応を要請するにあたり、関係者間で連携を強化して対応にあたるべく、情報共有に関して手順等の運用を定めた。	

整備局資料－４

令和５年度（一社）埼玉県建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答	備考
１．公共事業予算の増額確保と地元企業向け工事の増額について	**地域建設業は、良質な社会資本の形成の担い手であり、地域の安全・安心の守り手であるとともに、地域の経済・雇用を支え、地域の一員として社会貢献などを行う責務を有しています。** **　地域の安全・安心を担う地域建設業が、その社会的使命を果たしていくためには、健全で安定したサスティナブルな経営環境が不可欠であり、地域企業が担うべき公共事業量の継続的な増額確保が必要です。** **　令和３年度から「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」が開始され３年度目を迎え、計画は着実に推進されております。一方、長引く原材料費やエネルギーコストの上昇、さらには円安の影響により、様々な材料の価格が高騰し、厳しい採算を強いられる状況が続いています。** **　こうした中、先般、国会において、国土強靭化基本法の改正案が可決、成立し、現在執行されている加速化対策の後継計画を含む国土強靭化実施中期計画を新たに法制化することが規定されました。これにより、安定的、持続的に事業量が確保されることになり、国土強靭の一層の進展が期待されます。** **■つきましては、中期計画の早期の策定と、現行計画を上回る予算規模が確保できるようお願いします。** **　また、昨今の資機材の価格高騰や品薄などの影響により、規模の小さい地域建設業者を中心に大きな影響を与えています。** **■地域の雇用・経済を支えるためにも、地元企業が受注できる工事の増額と併せて、地方自治体が実施する工事も増加するような取組みをお願いします。**	
	【関東地方整備局】 　令和５年７月２８日の閣議において、新たな「国土強靭化基本計画」及び「国土強靭化年次計画２０２３」が決定されました。 　防災・減災、国土強靭化の推進については、「国土強靭化を推進する上での基本的な方針【５本柱】」に沿って、「５か年加速化対策」の更なる加速化・深化を図ることとされており事業進捗を図るため、引き続き努力してまいります。 　国土強靭化実施中期計画については、国土強靭化推進会議等の意見を踏まえ策定されるものと認識しており、関東地方整備局と致しましても注視してまいります。 　また、９月２５日に新たな経済対策として５つの柱が示されました。その中には、国土強靭化、防災・減災など国民の安心・安全の確保が含まれております。まだ詳細については明らかになっておりませんが、地域インフラの整備、維持管理等を支えるとともに、災害時には最前線で安全・安心の確保を担う地域の守り手である地元建設業が安定的かつ持続的に経営が行えるよう、必要かつ十分な予算の確保を図ってまいりたい。	
	【埼玉県】 　県土整備部の令和５年度予算における公共事業費については、約８０３億円であり、前年度と比較すると、ほぼ同水準を確保しております。公共事業は、県内建設関連の産業への「需要の創出」など、様々な効果が見込まれることから、毎年度安定的に事業費を計上していくことが重要と考えております。引き続き予算の確保に努めてまいります。	

整備局資料－４

令和５年度（一社）埼玉県建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答	備考
２．「働き方改革」の推進について	**（１）週休２日制の推進について** **いよいよ来年度から適用となる時間外労働の罰則付き上限規制に対し、週休２日制適用工事の発注、必要な経費の計上、建設工事の適正な工期の確保をするための基準の策定など、様々な取組みが行われていますが、建設就業者の高齢化や入職者の減少などもあり、明確な先行きが見通せない状況となっています。** **　このような状況の中、国や県の発注工事では、週休２日制が浸透してまいりましたが、市町村や民間事業者の発注工事では、週休２日制の確保については、まだまだ不十分な状況にあります。今後、建設業の担い手を確保していくためには、週休２日の実現は必要不可欠です。** **■そこで、国交省から市町村や特に民間事業者に対し週休２日制の推進について、強い指導、改善をお願いします。** 　関東地方整備局では全ての工事を対象に「現場閉所による週休２日制適用工事」又は「週休２日交替制モデル工事」により発注者指定にて発注することを原則とし週休２日制に取り組んでいるところです。 　国や地方公共団体等の発注機関で構成される関東ブロック発注者協議会において、令和２年度より国、特殊法人、都県政令市を対象に「週休２日制対象工事の実施状況」を指標として定め、毎年フォローアップ及び取組状況の公表を行うことで、週休２日制対象工事の拡大に取り組んでいるところです。また、令和４年度より新たに「区市町村における週休２日制対象工事の実施状況」も指標化することで、市町村においても取組の促進を図っております。 　関東地方整備局では、来年度から適用される建設業での時間外労働の上限規制を踏まえ、公共工事における週休２日制の推進は重要と認識しており、関東ブロック発注者協議会や埼玉県分科会の場を活用し、埼玉県と連携しながら、市町村に対して引き続き改善を促してまいります。 　関東地方整備局では、工期に関する基準や著しく短い工期の禁止の趣旨を踏まえて、適正な工期設定を行うよう、様々な機会を通じて公共・民間の発注者及び建設企業などの工事関係者へ周知啓発を図っています。 　併せて、工事の注文者が著しく短い工期の禁止に違反するような事案があった場合は、各整備局に設置している駆け込みホットライン等で違反疑義情報を受け付けていることも周知しています。 　週休２日の推進に向けては、工事の取引当事者が工期に関する基準や著しく短い工期の禁止について理解を深めていただき、しっかりとした協議を踏まえた適正契約が推し進められるよう、引き続き必要な周知啓発に努めてまいります。	
	（２）民間建築工事における働き方改革について **　来年４月から建設業においても時間外労働の罰則付き上限規制が適用となる中、関西万博の建設工事について、運営する日本国際博覧会協会（万博協会）が、来年４月から建設業に導入される時間外労働の上限規制を適用しないよう政府に要請するなど、民間発注の建築工事については長時間労働の改善の見通しが付きにくい状況が続いております。労働者の高齢化や若年者の業界離れ、円安などの理由により外国人技能実習生が来日しないなど、慢性的な労務不足が続き、それによりさらに既存の労働者に負荷がかかり、長時間労働や離職につながるなど悪循環となっています。平成３０年７月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」や、令和５年５月に出された「建設工事における適正な工期の確保に向けて」リーフレットなど、啓蒙はされているものの特に民間建築工事発注者への建設業における働き方改革への理解も進んでいるとは言えない状況であると認識しております。** **■この様な状況を踏まえ、今後国としてどのような対応や指導を考えているのかご教示願います。** 　関東地方整備局では、昨年度に引き続き、受発注者間の取引状況を確認するため、民間発注者に対するモニタリング調査を実施して、工期に関する基準や著しく短い工期の禁止の周知を行っています。 　また、今年度は関東管内の各都県の労働局や労働基準監督署と連携して、労働時間削減推進協議会や労働時間に関する説明会において、適正な工期設定となるよう、受発注者間でしっかりと協議をしていただくことを、建設企業をはじめとする工事関係者に呼びかけています。 　引き続き、建設業の働き方改革への理解が浸透するよう、関係機関と連携しながら、公共・民間の発注者及び建設企業に対して、必要な周知啓発に努めてまいります。	

整備局資料－４

令和５年度（一社）埼玉県建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答	備考
３．建築工事における課題について	（１）建築工事におけるＢＩＭの推進について ＤＸを推進していく中でＢＩＭの活用については非常に重要なことだと考えていますが、中小企業の建築工事分野におけるＢＩＭの活用はなかなか進んでいないのが現状です。 ■そのような中、関東地方整備局発注工事におけるＢＩＭの活用についての現状と今後の方針と共に、既に活用した事例があればご教示ください。 （別添資料参照） ■今後活用してくのであればその導入スケジュールと設計図書としてのＢＩＭデータの精度（どの程度まで詳細設計が成されているのか）、また設計事務所の取組み状況についてもご教示願います。 設計業務の発注手続きに際して、仕様書にＥＩＲ（ＢＩＭ活用に関する発注者要件）を添付し、建物の個々の部位について、ＢＩＭモデルの詳細度（必要な形状や属性情報等）の目安を提示しています。詳細度については、事業の内容に応じて個々に設定しています。業務の受注者はＥＩＲに基づきＢＥＰ（ＢＩＭ実行計画）を作成しますが、発注者が指定した活用項目以外にも、独自の提案があれば、活用項目や実施方法を記載して頂きます。	
	（２）建築工事における今後の発注見通しについて 関東地方整備局発注の案件について、建築工事の入札案件があれば、協会としては多くの会員企業に参画してほしいと考えております。 ■今後の関東地方整備局における建築工事の発注見通しと、不調不落の事例があればどの程度あるのかをご教示ください。 今後の建築工事の発注予定はございません。今年度の不調不落につきましては、埼玉県内における事例はございません。 【埼玉県内：R2(５件)、R3(１件)、R4(３件)、R5(２件)全て発注】 今後の土木営繕工事の発注予定については1件ございます。今年度の不調不落につきましては、埼玉県内では4件発注し1件不調になっております。 【土木営繕埼玉県内:R2(17件発注の内、3件不調、2件不落)、R3(12件発注の内、1件不調、1件不落)、R4(16件発注の内、1件不調)、R5(4件発注、1件不調)】 ■入札参加を計画していても、国発注の仕事は、敷居を高く感じている地域企業も多いのではないでしょうか。地元建設業者に対する要望やアドバイス等があればご教示願います。 従前の参加要件は、官公庁工事のみを対象としておりましたが、近年では、民間工事での実績も申請可能となっており、決して敷居は高くないと思いますので、参加へのご検討をお願い致します。また、官庁営繕工事につきましては、各省庁からの支出委任において発注をしている関係で、毎年コンスタントに案件がございませんが、別添資料に示しますように情報提供の工夫をしているところです。	
４．総合評価について	（１）総合評価における賃上げ加点について 周知のとおり、今、建設業界では、担い手の確保・育成が大きな課題となっています。これを解決していくためには、技能労働者などの賃金水準を確保していくことが重要であることは誰もが認識しているところであり、会員企業それぞれが労働環境の改善に取り組んでおります。 そうした中、昨年度より、総合評価における「賃上げ加点」が導入されました。 これは、企業の経営状況に関わらず賃上げ率が定められているものであり、実際にはこれに法定福利費等を含めると大幅な負担増となってしまいます。 本制度が来年度以降も継続されると、会社の経営に大きな影響を及ぼすことになります。 ■このため、経営実態に即した柔軟な運用（過大な減点の見直し、賃上げの実績をその後の工事で評価すること、複数年で評価すること等）についてご検討をお願いします。 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の加点措置については、政府全体の取組として、国土交通省のみならず、他の国の機関も含め実施されているものです。 先程のご説明のとおり、賃上げの実績確認の際には、例えば比較対象となる社員の範囲から役員や嘱託職員を除いたり、賃金ではボーナス、手当等を除いた基本給のみを比較対象とすることも可能とするなど、柔軟な対応を取らせていただいているところです。 頂いた柔軟な運用に関する御意見につきましては、本省に伝えます。	

整備局資料－４

令和５年度（一社）埼玉県建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答	備考
４．総合評価について	**■建設就業者の賃上げ資金確保のため、公共工事設計労務単価と積算基準における現場管理費及び一般管理費の更なる引き上げをお願いします。** 積算に使用する公共工事設計労務単価は、公共工事に従事する建設労働者の賃金の支払い実態を職種ごとに労働基準法に基づく「賃金台帳」等から調べる「公共事業労務費調査」の結果に基づいて決定しております。 公共工事設計労務単価は１１年連続で引き上げられ、令和５年度は９年ぶりに５％を超える上昇となっており、今後も適正な労務単価設定のために、引き続き公共事業労務費調査へのご協力をお願いいたします。 また、現場管理費や一般管理費等については、現行の諸経費率が実態に合っているかを毎年調査を行っており、令和４年度には最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費の見直しを行ったところです。引き続き、調査への協力をお願いいたします。 設計労務単価や現場管理費、一般管理費等の更なる引き上げの要望については本省に伝えます。	
５．その他	**（１）改正品確法の市町村への徹底について** **令和２年1月に改正品確法２２条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（運用指針）が改正され発注者が必ず実施すべき事項の追加などが行われましたが、特に、地域建設業に密着に関連している市町村において、品確法及び運用指針が十分浸透していない状況が見受けられます。** **■このため、全ての市町村において品確法及び運用指針に基づき次の事項が適切に実行されるよう国による指導徹底をお願いします。** **①市場における労務、資機材などの取引価格、施工の実態などを的確に反映した予定価格の適切な設定** **②最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の適切な設定・運用によるダンピング対策の強化** **③施工時期の平準化と適正な工期の確保** **④設計変更ガイドラインの義務化と適切な運用** 【関東地方整備局】 品確法及び発注関係事務の運用に関する指針に基づく取組については、関東ブロック発注者協議会や埼玉県分科会を通じて、市町村に対して周知・浸透を図っているところです。 特に、発注関係事務については、客観的に取組状況を把握して取組を促進するために、工事では施工時期の平準化、適切な工期設定、ダンピング対策、予定価格の適切な設定および適切な設計変更の観点から５つの指標を定め、市町村を含めた各機関が令和６年度の目標値を設定、公表するとともに、各指標の取組状況について毎年フォローアップを実施し、公表しております。 引き続き、埼玉県と連携しながら、市町村に対して品確法及び運用指針の浸透及び取組の促進が図られるよう支援して参ります。 【埼玉県】 ・品確法の運用については、県内市町村を会員とする関東ブロック発注者協議会埼玉県分科会において、国土交通省と埼玉県の取組を紹介して適切な運用を促しております。 ①令和５年度から、資材価格の改定を毎月実施しています。改定内容については、県内すべての市町村（さいたま市を除く）に通知し、活用いただいています。 ②工事の最低制限価格等の設定については、特に設定率の低い市に対して個別にヒアリングを行い、最低制限価格等の設定に向けて働きかけを行っている。 また、市町村財政部局職員への地方財政講習会において、建設業の働き方改革に係る取組（ダンピング対策）について、各市町村の庁内関係部局で連携を図りながら取組を推進していただくよう働き掛けを行っている。 ③施工時期の平準化については、特に平準化率の低い市に対して個別にヒアリングを行うなど、平準化率の向上に向けて働き掛けを行ってる。 また、市町村財政部局職員への地方財政講習会において、建設業の働き方改革に係る取組（平準化、適正工期）について、各市町村の庁内関係部局で連携を図りながら取組を推進していただくよう働き掛けを行っている。 ④埼玉県では、受発注者間で設計変更を行う際に、協議を円滑に進められるよう平成２６年７月に「土木工事設計変更ガイドライン」、平成２８年２月に「建築・設備工事設計変更ガイドライン」を整備しています。市町村に対しては、県の取組を周知しております。	

整備局資料－４

令和５年度（一社）埼玉県建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答	備考
５．その他	（２）ＡＳＰの地方自治体への展開について 国交省工事でのＡＳＰ標準化を受けて、まだ課題はあるものの本年度から県工事でも県土整備部発注工事では原則３，０００万円以上の工事でＡＳＰが適用となりました。 　また、市町村ではＡＳＰを採用している自治体はほとんどない状態です。 ■ＡＳＰの適用により相当量の事務の省力化が図られるので、地方自治体工事でのＡＳＰ適用の拡大、ＡＳＰの適切な運用について、国交省から地方自治体に対して適切な指導をお願いします。 【関東地方整備局】 　情報共有システムについては、建設業における２０２４年問題に向けた働き方改革の取組を推進する観点から、関東ブロック発注者協議会や埼玉県分科会を通じて、地方自治体を含む発注機関に対して取組の周知や浸透を行っているところです。引き続き、情報共有システムの適用の拡大が図られるよう支援して参ります。 【埼玉県】 　県では令和５年度から県土整備部・都市整備部発注工事（営繕工事は除く）について当初設計金額３，０００万円以上を実施対象に拡大しました。他部局においても令和５年度から本格実施しております。 　発注者へのフォローアップとして、令和４年度から毎年５月下旬に工事情報共有システムの操作研修を県職員および県内各市町村職員に対して実施しております。また、令和５年７月から１０月にかけて県土整備部が県内各市町村を訪問し、品確法、建設業の時間外労働の上限規制開始を背景に、工事情報共有システムに関する県の取り組み状況の紹介と意見交換を行い、埼玉県として県内市町村の建設ＤＸへの意識の醸成を図っております。（意見交換会で操作研修の要望が寄せられたことから、令和５年１２月頃に工事情報共有システムの追加研修を開く予定です。）	
	（３）設計審査会について 国交省工事では設計変更の際は、設計審査会が設置され設計変更ガイドラインに基づいて判断する事によりスムーズな設計変更が行われています。 一方、県や市町村などの地方自治体では同様のシステムがないために工事毎に設計変更の進捗に大きな差異がある状態です。 ■地方自治体に対して、適切な設計変更の実施とともに設計審査会の設置など適切なルールづくりについて国交省からの指導をお願いします。 【関東地方整備局】 　適切な設計変更の実施は、品確法において発注者の責務として規定されております。また、設計審査会の設置については、品確法に基づく発注関係事務の運用指針において、設計変更の手続きの迅速化等を目的として必要に応じて開催するよう努めることとされております。 　適切な設計変更の実施を推進するため、関東ブロック発注者協議会において、設計変更のガイドラインを策定し、これに沿って設計変更を実施するように地方自治体等へ促すとともに、これらの取組状況を指標として定め、毎年フォローアップを実施して取組状況を公表しております。 　引き続き、関東ブロック発注者協議会や埼玉県分科会を通じ、適切な設計変更の取組が図られるよう地方自治体を支援して参ります。 【埼玉県】 　埼玉県では、設計審査会は設けておりませんが、平成２６年７月に「土木工事設計変更ガイドライン」、平成２８年２月に「建築・設備工事設計変更ガイドライン」を整備しています。 　このガイドラインでは、埼玉県建設工事標準請負契約約款の解説や設計変更の対象事項など、受発注者の役割などを盛り込み、設計変更等の協議の際の受発注者双方にとっての共通の手引書となることができるような内容となっています。 　このガイドラインを受発注者双方が理解して協議を行うことで、より適切な設計変更手続きが進めることができると考えております。	

令和５年度　（一社）埼玉県建設業協会との意見交換会

整備局資料（参考）

回答参考資料

令和５年１０月１１日

国土交通省　関東地方整備局

関東ブロック発注者協議会

埼玉建協テーマ
２．（１）週休２日制の推進
５．（１）改正品確法の市町村への徹底
（２）ＡＳＰの地方自治体への展開
（３）設計審査会

１．目的・設立経緯

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第11条を踏まえ、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とし、平成20年11月に設立。

２．組織

協議会（本体）の構成機関は、65機関となっている。

【令和5年4月1日時点】

会　長：関東地方整備局長
副会長：関東農政局整備部長
　　茨城県土木部長
委　員：国の機関、都県、特殊法人等は、部長級
　　政令市は、局長級
　　各都県の区市町村の代表は、局・部長級
（7省庁17機関、9都県5政令市、代表9区市、25特殊法人等）

３．協議会の事務

○公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況やその他必要な事項について連絡調整を行う。

【主な連絡調整事項】

1. 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
2. 発注者間の支援
3. 上記の事項以外で目的を達成するために必要な事項

○ 連絡調整等の具体的な事務は、幹事会及び分科会において行う。

４．幹事会・分科会の設置

「関東ブロック発注者協議会」設置要綱第6条と第7条第5項に基づき、協議会の効率的な運営を図るため、幹事会及び分科会を設置。幹事会は65機関、各分科会には関東甲信地域の全区市町村を含む471機関が参画。

関東ブロック発注者協議会
〔活動方針等の意思決定の場〕

関東ブロック発注者協議会
幹事会
〔担当部局との情報共有の場〕

- 都県分科会 ※各都県単位で設置 ・都県 ・政令市 ・区市町村
- 農政分科会 ・関東農政局 ・都県農政系部局 ・都県土地改良事業団
- 建設分科会 ・関東地方整備局 ・都県、政令市建設系部局

〔実務担当者との情報共有の場〕

発注者ナビ

Vol.17

発信日：23/2/13

埼玉建協テーマ
２．（１）週休２日制の推進

◆『発注者ナビ』とは
公共工事発注者へ各種取組事例の情報提供、共有するものです。

★コンテンツ

1） 区市町村における週休2日制工事の取組の拡大について

1）区市町村における週休2日制工事の取組の拡大について

労働基準法が改正され、建設業においても令和６年度から時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることを踏まえ、働き方改革のさらなる推進が必要とされております。

その取組の一環として、現在全国統一指標において、国機関、都県政令市、特殊法人を対象に週休２日制工事の実施を位置づけており、取組が進んできているところです。

一方、区市町村においては、未だに週休２日制工事の取組が進んでいない自治体がほとんどであるため、取組の拡大を図る必要があると考えております。

このことから、関東ブロック独自指標として、新たに区市町村における週休２日制工事の実施を位置づけ、令和４年度より実施することとしました。

週休２日制工事の指標とは

・この指標は、**発注機関としての週休２日の取組状況**を評価するものです。
・発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休２日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、工事発注時に特記仕様書等で週休２日対象工事であることを明記しているかどうかを評価します。
・指標の対象は、工事種別や契約方式を問わず全ての工事を基本とし、災害時の緊急復旧工事等の早期完成を必要とする工事など、各発注機関の実情に応じて適用対象外とする工事を設定します。

指標の分類

取組の実施状況の程度に応じ、a～eの５段階の指標とする

a：全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
b：対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
c：対象工事の一部（半数未満）を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
d：週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している
（概ね1年以内に試行を実施する予定）
e：週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない

目標設定の考え方

当面の目標（令和6年度）

・労働基準法改正に伴う超過勤務の罰則付き規定が令和6年4月に適用されることを踏まえ、当面の目標を令和6年度とし、今後、各機関において目標を設定します。

※詳細については、事務局へお問い合わせください。

発行元（事務局）：関東地方整備局技術調査課　TEL：048-601-3151（代表）

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧（工事）

埼玉建協テーマ
５．（１）改正品確法の市町村への徹底

全国統一指標 ・・・・ 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率（施工時期の平準化）

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
※週休2日対象工事：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに
4週8休以上の確保を促進するための工事
※R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
※低入札価格調査基準価格を設定していないが、総合評価方式において入札価格が一定の水準を下回った場合に価格点を低減することで
ダンピング対策を図っているものを含む。

関東ブロック独自指標 ・・・・ 令和2年度関東ブロック発注者協議会（令和2年7月22日書面開催）

④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（予定価格の適正な設定）

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する最新の積算基準：1年※1以内に更新されている積算基準（※1営繕の場合は2年）
基準対象外（小規模施工など）の際の対応状況：見積もり等により積算する要領を整備し運用しているか

⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況（適切な設計変更）

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある
内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

⑥区市町村における週休2日制工事の取組

発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、
工事発注時に特記仕様書等で週休2日制対象工事であることを明記している工事の割合
※R4年度調査より指標の新設

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧（業務）

埼玉建協テーマ
５．（１）改正品確法の市町村への徹底

全国統一指標

・・・・ 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

関東ブロック独自指標

・・・・ 令和2年度関東ブロック発注者協議会（令和2年7月22日書面開催）

③ウィークリースタンスの実施（履行状況の確認）

国等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

埼玉建協テーマ
５．（３）設計審査会

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する
全国統一指標調査・関東ブロック独自指標

【令和３年度調査】

令和４年10月
関東ブロック発注者協議会

【工事】関東ブロック独自指標⑤：設計変更ガイドラインの策定・活用状況

・設計変更ガイドラインの区市町村策定状況は、都県単位でばらつきはあるが約6割の区市町村で設計変更ガイドラインを策定・活用し、設計変更を実施していた。
・R3は、設計変更ガイドラインを策定・活用し、設計変更を実施している区市町村が増加した。
　特に栃木県、山梨県では設計変更ガイドラインを策定・活用し、設計変更を実施している市町村の割合が8割以上となっている。

【区市町村】

＜単位：機関数＞

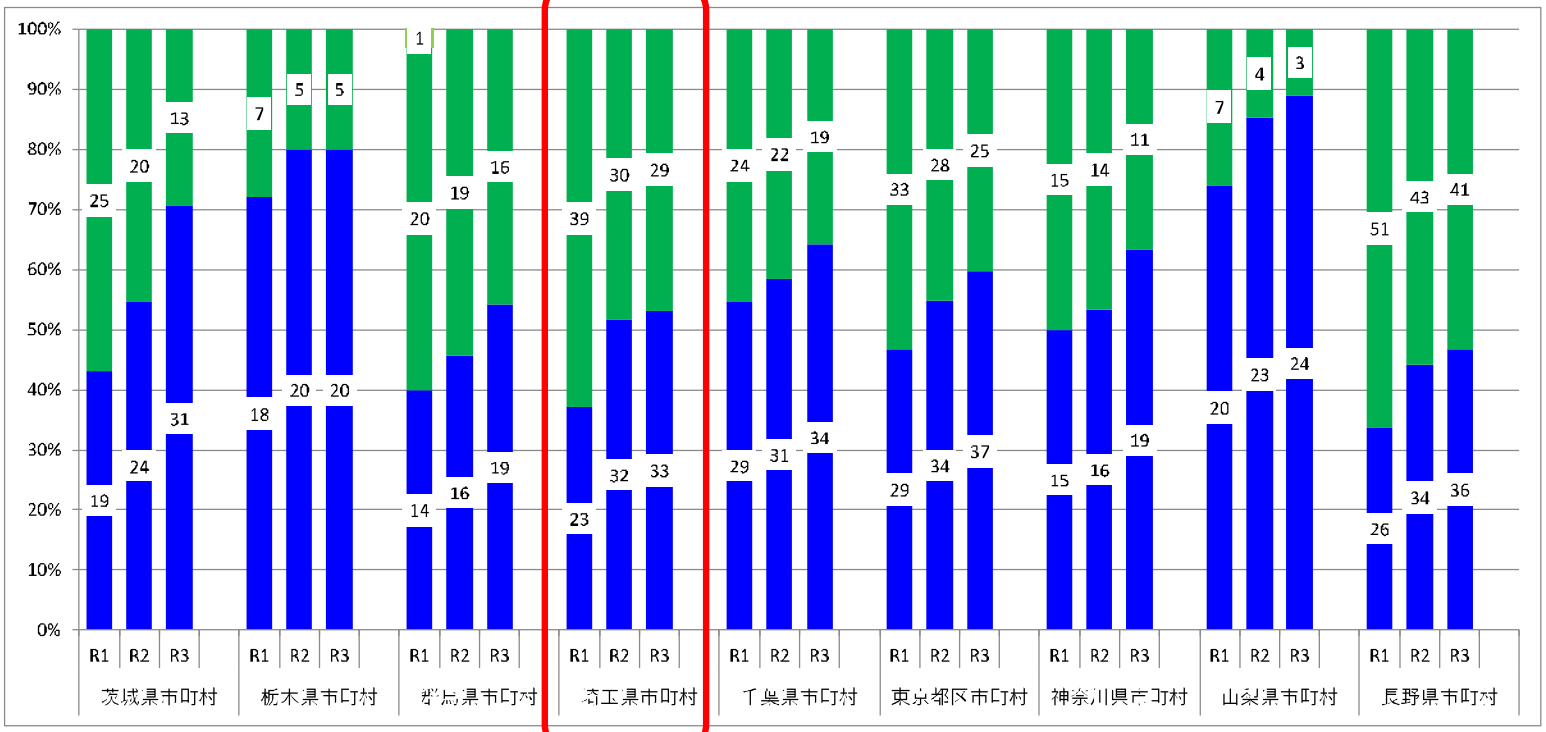

＜凡例＞

- a:設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c:設計変更を実施していない

区分	茨城県市町村			栃木県市町村			群馬県市町村			埼玉県市町村			千葉県市町村			東京都区市町村			神奈川県市町村			山梨県市町村			長野県市町村		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
回答数	44			25			35			62			53			62			30			27			77		
a	19	24	31	18	20	20	14	16	19	23	32	33	29	31	34	29	34	37	15	16	19	20	23	24	26	34	36
b	25	20	13	7	5	5	20	19	16	39	30	29	24	22	19	33	28	25	15	14	11	7	4	3	51	43	41
c	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1）本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。
注2）「各都県（区市町村）」には、政令市を除いている。

国土交通省

総合評価落札方式における
WLB推進企業への加点措置に関する
説明会

令和５年９月

WLB推進企業への加点措置　関係法令等

国土交通省

○ **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**（平成27年法律第64号）　（抄）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2　略

○ **女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針**

（平成28年３月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）　（抜粋）

第２　公共調達

１．ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

（１）取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。

（２）実施時期

原則として、平成 28 年度中に、価格以外の要素を評価する調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するものとする。

ただし、各府省において、競争参加資格を有する企業の状況等により、平成 28 年度中に上記取組の全面的な実施が困難な事情がある場合は、当該府省は、スケジュールを公表した上で、段階的に取組を行うものとする。　（以下略）

国土交通省におけるこれまでの取組

国土交通省

WLB関連認定制度を活用した評価の実施

○平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、認定制度を活用した評価を全面的に実施。

○評価方法（段階的選抜方式において評価）

通常

企業の実績・成績等　　**技術者の実績・成績等**

＋

WLB推進企業を加点評価

段階的選抜 評価項目	評　価　基　準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3

公共工事を発注する省庁における取組状況

国土交通省

令和5年6月13日　全ての女性が輝く社会づくり本部会議資料（抜粋）

実施率（取組実施済調達／取組可能調達）の推移（金額ベース）③

3　公共工事等

▶ 令和３年度において取組可能調達のあった全14機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は７機関。

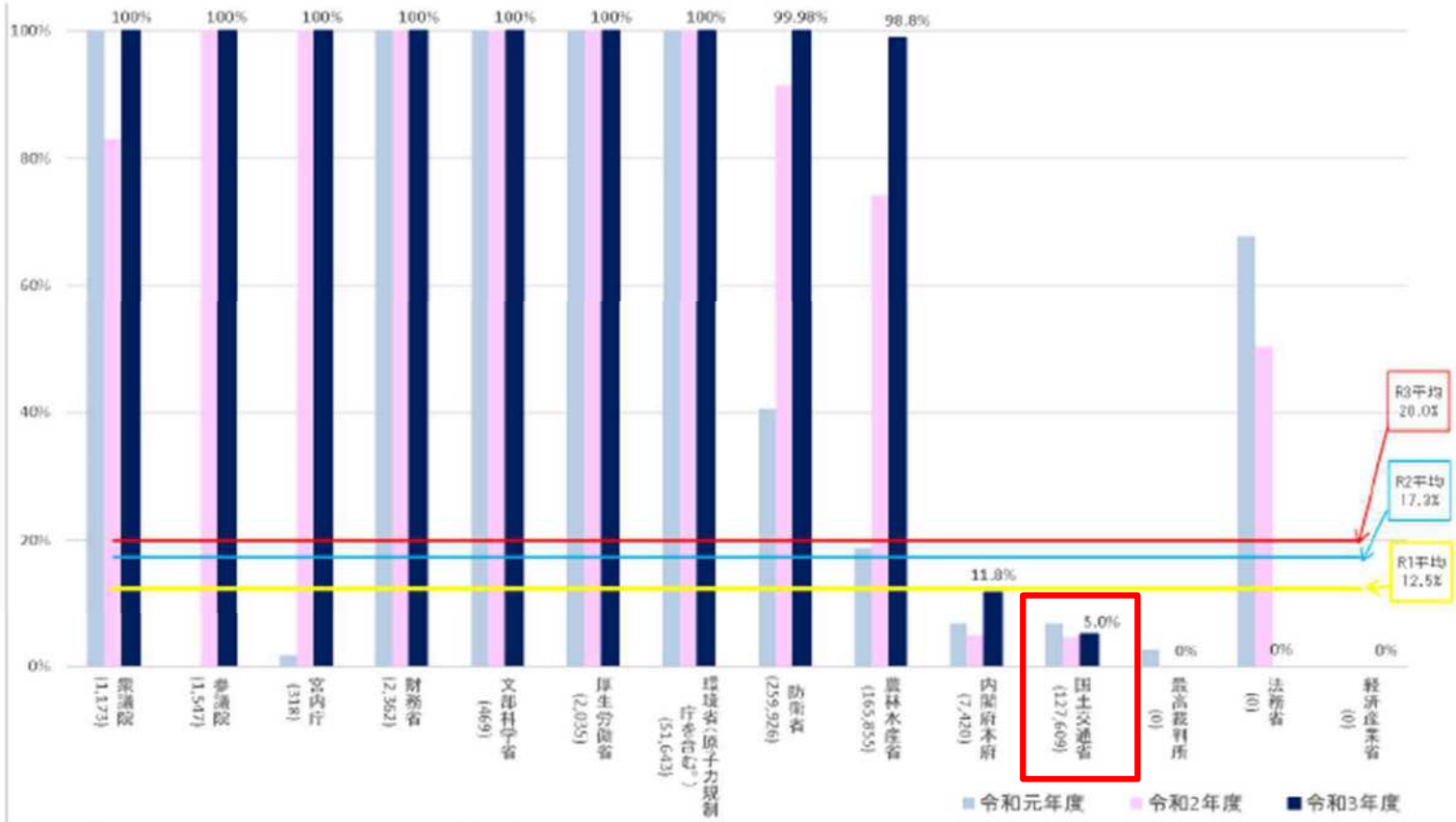

※1　令和元年度～3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。
※2　各機関名の左に令和3年度の取組実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和3年度実績を表記。
※3　経済産業省は、令和元年度及び令和2年度の公共工事等の取組可能調達なし。

国土交通省における今後の取組拡大予定

国土交通省

H30～

一般土木、建築A等級等について、段階選抜方式の第一段階選抜において「企業の能力等」にて加点。

R5.8

加点対象を一般土木、建築A・B等級等（※）まで拡大する旨、地方整備局等宛に通知を発出

※技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約も含む

R5.9

業界団体向け説明会を開催

R6.1～

加点対象を一般土木、建築A・B等級等まで拡大

今後

全ての公共工事等（建設コンサルタント業務等を含む）における総合評価落札方式、企画競争方式（プロポーザル方式を含む）に拡大

令和5年8月通知の内容

国土交通省

国土交通省通知（抜粋）

（1） 対象工事等

一般土木工事A等級・B等級
建築工事A等級・B等級
技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

（2） 配点例

		評価基準	配点
企業の能力等	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 段階選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。

※港湾空港関係は別途通知（予定）

【加点対象】

えるぼし等認定企業

くるみん等認定企業

ユースエール認定企業

【加点項目と配点】

企業の能力等

1点を標準

【参考】えるぼし認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

国土交通省

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

○**えるぼし認定**：一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である**等の一定の要件を満たした場合に認定。

○**プラチナえるぼし認定**：えるぼし認定企業のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である**等の一定の要件を満たした場合に認定。＜令和2年6月～＞

➡ 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める**認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」**を商品などに付すことができる。また、**プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される**。

プラチナえるぼし	● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、**当該行動計画に定めた目標を達成**したこと。 ● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。（※） ● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準の**全て**を満たしていること（※） ● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、**８項目以上**を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。（※） ※実績を**「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表する**ことが必要
えるぼし（３段階目）	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準の**全て**を満たし、その実績を**「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表**していること。
えるぼし（２段階目）	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準のうち**３つ又は４つ**の基準を満たし、その実績を**「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表**していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、２年以上連続してその実績が改善していること。
えるぼし（１段階目）	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準のうち**１つ又は２つ**の基準を満たし、その実績を**「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表**していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、２年以上連続してその実績が改善していること。

【参考】えるぼし認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

国土交通省

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準①

※ えるぼしの基準のうち下線部は、改正により新たに追加されたもの。

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
1.採用	① 男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること。（直近３事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近３事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと。） 又は ② 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること。 (i) 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が４割を超える場合は４割）以上であること。 (ii) 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が４割を超える場合は４割）以上であること （※）正社員に雇用管理区分を設定していない場合は(i)のみで可。	同左
2．継続就業	○ 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)どちらかに該当すること。 (i) 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ**７割以上**であること。 （※）期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。 (ii) 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ**８割以上**であること。 （※）継続雇用割合は、10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者（新規学卒者等に限る。）のうち継続して雇用されている者の割合 ○ 上記を算出することができない場合は、以下でも可。 ・ 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。	○ 左に掲げる基準のうち、 ・ (i)について、**８割以上** ・ (ii) について、**９割以上** であること。（その他の基準は同左）
3.労働時間等の働き方	○ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。	同左

【参考】えるぼし認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

国土交通省

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準②

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
4.管理職比率	① 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの**平均値以上**であること。 又は ② 「直近３事業年度の平均した１つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近３事業年度の平均した１つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が８割以上であること。	○ 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの**平均値の1.5倍以上**であること。 ただし、1.5倍後の数字が、 ① **15%以下**の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が**15%以上**であること。 (※) 「直近３事業年度の平均した１つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」が「直近３事業年度の平均した１つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上である場合は、産業計の平均値以上で可。 ② **40%以上**の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が**正社員に占める女性比率の８割以上**であること。 (※) 正社員に占める女性比率の８割が40%以下の場合は、40%以上
5.多様なキャリアコース	○ 直近の３事業年度に、大企業については２項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業については１項目以上の実績を有すること。 A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	同左

（注1）「平均値」は、雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。
（注2） 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない（雇用形態が異なる場合を除く。）。

<その他>
- 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと（プラチナえるぼしのみ）。
- えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を取り消され、又は辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から３年を経過していること（辞退の日前に、雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、辞退の申出をした場合を除く。）。
- 職業安定法施行令第１条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられていないこと。
- 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

【参考】くるみん認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

国土交通省

令和４年４月１日から

くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されました！新しい認定制度もスタートしました！

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が１０１人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（１００人以下の企業は努力義務）。
また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

令和４年４月１日から認定制度が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

ポイント１

○くるみんの認定基準とマークが改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率　７%以上　→　令和４年４月１日以降：１０%以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
１５%以上　→　令和４年４月１日以降：２０%以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」（https://ryouritsu.mhlw.go.jp/ p.3 参照）で公表すること、が新たに加わりました。

認定に関する経過措置

①令和４年４月１日から令和６年３月３１日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する水準でも基準を満たします。なお、この場合に付与されるマークは改正前マークとなります。

②令和４年３月３１日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準の算出にあたって、令和４年４月１日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。
この場合に付与されるマークは改正後のマークとなります。

新しいくるみんマーク

ポイント２

○プラチナくるみんの特例認定基準が改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率　１３%以上　→　令和４年４月１日以降：３０%以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
３０%以上　→　令和４年４月１日以降：５０%以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されました。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の１歳時点在職者割合
５５%以上　→　令和４年４月１日以降：７０%以上

特例認定に関する経過措置

①令和４年４月１日から令和６年３月３１日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する水準でも基準を満たします。

②令和４年３月３１日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する基準の算出にあたって、令和４年４月１日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。

特例認定の取消に関する経過措置

プラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で２年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても改正前の基準を満たしていれば取消しの対象とはなりません。

経過措置の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

トライくるみんマーク

ポイント３

○新たな認定制度「トライくるみん」が創設されました。

認定基準は、改正前のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

ポイント４

○新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」が創設されました（詳細は p.4 参照）。

厚生労働省　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

1

くるみん、トライくるみん認定基準

	改正前くるみん	トライくるみん	新しいくるみん
1.	雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。		
2.	行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。		
3.	策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。		
4.	策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。		
5.	次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。 （1）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が7%以上であること。 （2）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。		次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。 （1）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 （2）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
	＜労働者数が３００人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。		
	① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）		① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
	② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。		② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
	③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が7%以上であること。		③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
	④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。		④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
6.	計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。 ＜労働者数が３００人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。		6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 ＜労働者数が３００人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。
7.	3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。		
8.	計画期間の終了日の属する事業年度において次の（1）と（2）のいずれも満たしていること。 （1）フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。 （2）月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。		
9.	次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① 所定外労働の削減のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置		
10.	法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。		

【参考】ユースエール認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

国土交通省

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

ご存じですか？「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

<認定マーク>

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的ＰＲを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にＰＲすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から－0.60%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和５年３月１日現在（期間5年以内）で中小企業事業1.20%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のＵＲＬをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050315開若01

【 認定基準 】

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近３事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が１人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※4
		・直近３事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が１人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去３年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去３年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※6	
7	過去３年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去１年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※１ 少なくとも卒業後３年以内の既卒者が応募可であることが必要です。
※２ 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。
※３ 直近３事業年度の採用者数が３人または４人の場合は、離職者数が１人以下であれば、可とします。
※４ 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という３つの条件を満たす休暇について、労働者１人あたり５日を上限として加算することができます。
※５ 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」(子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。)を取得している企業については、認定を受けた年度を含む３年度間はこの要件を不問とします。
※６ ３、４の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から３年以内であっても再申請が可能です。
※７ 離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（https://shinsei.e-gov.go.jp/）

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。
（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

【情報提供】

総合評価落札方式における
賃上げを実施する企業に対する
加点措置

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置（地方整備局等発注工事）

国土交通省

※北海道開発局、８地方整備局、沖縄総合事務局（農業・港湾空港関係を除く）を対象に集計。 数値は全て令和5年3月末時点。

○令和4年4月から、総合評価落札方式による政府調達において、賃上げを実施する企業に対する加点措置を開始。
○令和4年度実績では、落札者のうち約4分の3が賃上げを表明。

■制度概要

【競争参加時】

今後1年間の従業員への賃上げを表明

↓

総合評価において、表明者に加点

↓

落札・契約

【賃上げ目標】
大企業　　：3%
中小企業等：1.5%

【賃上げ表明期間終了後】

契約企業を対象に賃上げ実績を確認

目標未達成の企業については、
以降の総合評価において減点措置（1年間）

■落札者の約4分の3が賃上げ表明

	件数・者数
対象工事件数（※）	6,679件
のべ競争参加者数	40,295者
実競争参加者数	4,507者
うち、賃上げ表明者数	3,010者（約67%）
実落札者数	2,709者
うち、賃上げ表明者数	2,029者（約75%）

■直轄工事を安定的に受注している企業ほど、表明率が高い傾向

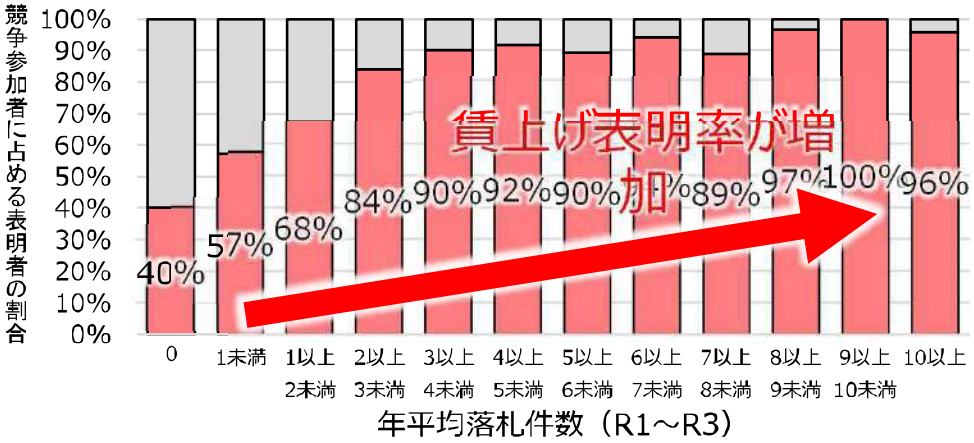

■公共工事の割合が高い工種は、表明率が高い傾向

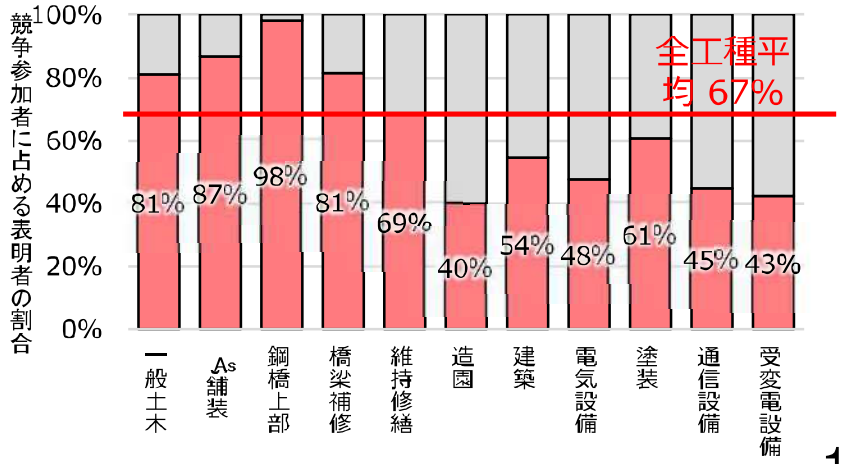

賃上げ実績の評価対象とし得る賃金・社員について

国土交通省

○「評価対象社員」と「評価対象賃金」について、企業等の個別の事情に応じて柔軟に組合わせて評価することが可能。

評価対象賃金 ＼ 評価対象社員		継続雇用社員			比較する2年間を連続雇用していない社員		その他の雇用形態（※）		…
		役員	正社員	休職者など	退職者	新入社員	再雇用	パート アルバイト	
所定内給与	基本給	③	④						
	各種手当 （ex.住宅手当、家族手当）								
時間外手当									…
賞与									
⋮		①	②		⋮				

（※）その他の雇用形態についても、継続雇用社員等を評価対象とするかどうかは正社員に準じて判断可能。

【評価ケースの例】

① ：社員への支払い賃金の総額で評価する場合

② ：継続雇用している正社員への支給額で評価する場合

③ ：時間外手当や賞与等を除いて評価する場合

④ ：継続雇用社員の基本給の定期昇給等で評価する場合

⋮

※その他の企業固有の雇用形態や手当等については、制度の趣旨を踏まえて個別に対応。
※具体例については、国土交通省WEBサイトに掲載のQ&A等も参照してください。
※制度の趣旨から意図的に逸脱することのないようご留意ください。

各種ご質問に対するQ&Aについて

国土交通省

○寄せられた質問等については、国交省WEBサイトにてQA形式で掲載（R5.8.16最終更新）

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置　国土交通省Q＆A

大分類	小分類	細分	ご質問	回答	作成・更新日
2	2	②(2)	具体的に、2022年度はボーナス引き上げによる従業員一人当たりの給与総受給額（ボーナス・各種手当含む）を前年度比3%以上アップ。 それに対し、2023年度は基本給（ボーナス・各種手当含まず）のベースアップによる賃金引上げを検討している。 このように、賃上げ実績の評価対象が2022年度と2023年度で異なっても問題ないか。	各企業の実態を反映した適切な評価方法で評価できるようにすることが、実績確認の運用の基本的な考え方です。このため、年度等によって変化する状況に応じて、評価方法を変えた方が適当な場合は、変更することに差支えありません。 その際には、各企業の実情に応じ適切に根拠資料を整理して頂き、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出をお願いいたします。 年度等によって変化する状況に応じて評価方法を変えることは、一概に否定されるものではありませんが、実態として賃上げが伴っていることが必要です。評価対象となる給与を年度ごとに意図的に変更することにより、実際の賃上げが伴わない場合等、制度の主旨を意図的に逸脱する行為とみなされる場合には、実績として認められない可能性がありますので、ご留意ください。 一例として、 ・令和３年度から令和４年度にかけては、賞与を引き上げて、給与総受給額３％賃上げを達成し、給与総受給額を評価対象とする。 ・令和４年度から令和５年度にかけては、意図的に賞与を引き下げつつ基本給のみを３％引き上げ、実態として給与受給額が上昇していないにも関わらず、評価対象を基本給のみとする。 等のケースでは、制度の趣旨からの意図的な逸脱と判断される可能性もあります。	R5.8.16

埼玉建協テーマ
３．建築工事における課題について

埼玉県建設業協会
との意見交換会資料

営繕部の取組について

関東地方整備局営繕部

令和5年10月

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

営繕工事における働き方改革の取組

国土交通省
関東地方整備局

営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」、「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」を踏まえた適切な工期・履行期間の設定。必要な工期・履行期間の延期（受注者の責によらない場合の対応の徹底） ・各工程の施工期間の確保（監督職員が実施工程表等で確認。概成工期を発注時に設定）
週休２日の推進	・公共建築工事標準仕様書等において原則週休２日を適用 ・週休２日促進工事を全ての工事で原則発注者指定として実施
施工時期等の平準化	・債務負担行為の積極活用（適正な工期・履行期間の確保、完成・完了時期の分散化にも寄与）や余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	・「営繕積算方式」により、実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定 ・施工条件の変更に伴う適切な設計変更、物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用 ・週休２日促進工事における4週8休を前提とした労務費補正

生産性向上

ICTの積極的な活用等	・生産性向上技術の活用 ➢ 官庁営繕事業における一貫したBIM活用（原則として全ての新営設計業務及び新営工事においてEIR（発注者情報要件）を適用、BIMデータを活用した積算業務を試行） ➢ 情報共有システムの活用（機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定、全ての設計業務で適用可能） ➢ **建設現場の遠隔臨場（原則全ての工事で適用）** ➢ **ICT建築土工、デジタル工事写真の小黒板情報電子化　等** ・工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の簡素化	・書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化 ・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止　・完成図等の提出を原則電子に一本化 ・国の統一基準として工事の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	・設計業務の発注における設計条件の明示（諸条件の整理と適用基準の明示等） ・適切な設計図書の作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、設計段階における施工条件の確認等） ・設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（設定された期限の遵守を契約図書に明記） ・関連する工事間での納まり等の調整を効率化（総合図作成ガイドライン（士会連合会）やBIMの活用） ・関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化（概要）

国土交通省
関東地方整備局

○令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、**営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要**がある。

○そこで、発注者が設計条件の明示とその履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、これまで取り組んできた内容を含め、特に**営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整※1の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理**。

※1：発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

生産性向上のイメージ

【設計段階】
発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】
発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階（設計段階、施工段階）において、関係者間調整が円滑化

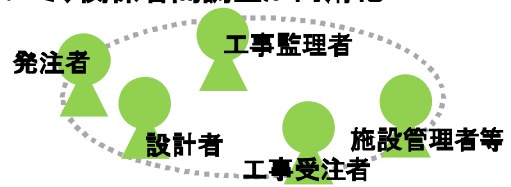

営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組む

【設計段階】

（1）設計条件の明示
- ◇諸条件の整理と適用基準
- ◇敷地や周辺の状況

（2）適切な設計図書の作成に向けた取組み
- ◇設計業務プロセス管理
- ◇図面の整合性
- ◇設計段階における施工条件の確認
- ◇指定仮設の確認

【施工段階】

（1）余裕期間の設定
- ◇制度を活用した発注

（2）遅滞ない設計意図伝達※2等
- ◇設定された期限の遵守を契約図書に明記
- ◇ワンデーレスポンス（工事受注者と監督職員間）

（3）納まり等の調整※3の効率化
- ◇納まり等の調整用図面作成の効率化
- ◇BIMの活用促進

（4）情報共有や検討等の迅速化
- ◇関係者が一堂に会する会議の早期開催
- ◇情報共有システムの活用促進
- ◇遠隔臨場の活用促進

（5）設計図書の変更への対応
- ◇必要となる場合の設計図書の変更
- ◇設計変更ガイドライン（案）の参照

※2：施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等
※3：工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

令和5年度　官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針①

国土交通省

①BIM※1活用

※1. Building Information Modelling

●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

令和５年度から、全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※2（発注者情報要件）を原則適用。

※2. Employer's Information Requirements

設計段階

- 新営設計業務の発注段階にEIRを提示。
- 延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、EIRにBIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。
  全ての新営設計業務には、EIRにBIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
- 設計BIMデータ、設計BIMデータの説明資料を作成。

施工段階

- 新営工事の発注段階にEIRを提示。
- EIRには、推奨項目を設定。
- 工事契約後のBIM伝達会議において、工事受注者に設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。

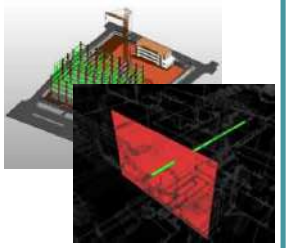

●BIMデータを活用した積算業務（試行）

・令和５年度から、BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要となる条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う「BIM連携積算」を試行。

②デジタル技術を活用した監督検査の試行

●デジタル配筋検査（試行）

対象物を撮影　　検査結果（判定結果＋計測値）

●デジタル圧接継手外観検査（試行）

対象物を撮影（撮影ガイド付き）　　検査結果（判定結果＋計測値）

令和５年度から試行を開始

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。
従来の目視による確認からタブレット等で撮影した画像判定の確認に代える。

③建設現場の遠隔臨場の本格活用

・建設現場の遠隔臨場（イメージ）

現場

画像･音声配信

事務所等

原則全ての営繕工事で遠隔臨場を本格活用

受発注者の作業効率化
契約の適正な履行としての施工履歴の管理の実施

令和5年度　官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針②

国土交通省

④情報共有システムの活用

原則全ての営繕工事を対象に、発注者指定により情報共有システムを活用。

・設計業務は、受注者から希望があった場合、協議の上活用。

・設計業務、工事に係る打合せにおいて、協議の上WEB会議の活用を検討。

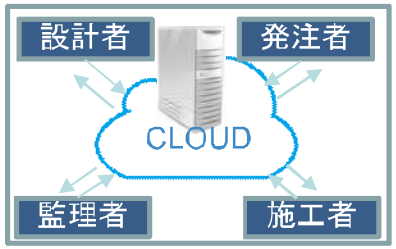

⑤ICT建築土工※3の試行

・ICT建築土工を活用した施工を試行

※3 ICT土工の省力化施工技術を建築工事の根切り・土工事に活用するもの。

オープンカット法面整形(60° 3D)

つぼ堀　床付け(3D：2D＋深さ)

⑥電子小黒板の本格活用

原則全ての営繕工事を対象に、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化※4」を活用。

※4　工事写真撮影の際に配置する、撮影状況を書いた黒板を電子化するもの。

⑦設計段階における取組

●設計業務委託仕様書において、工事現場の生産性向上に配慮する旨を明記

●生産性向上技術※5の活用を前提とした設計を試行

※5 指定する生産性向上技術について試行を実施。

⑧発注・完成時における生産性向上技術の導入促進

●総合評価落札方式における評価　入口評価

・新営工事及び改修工事（総合評価落札方式技術提案評価型S型によるもの）について、工事発注時に生産性向上技術を評価。

・入札説明書等に次の技術を例示。

プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工（ICT建築土工、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自律運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線后延線ロープ敷設ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等）、BIMの活用、小黒板情報を活用した工事写真アルバムの作成

●請負工事成績評定における評価　出口評価

・全ての営繕工事において、受注者が施工合理化技術に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価。

【参考】 BIM活用に係るEIRを適用した設計業務、工事①（概要）

国土交通省

○令和５年度から、全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※（発注者情報要件）を原則適用。
- 延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、BIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。
  全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
- BIM伝達会議において工事受注者に設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。

○上記によりBIM活用を推進することで、設計業務及び工事の品質の確保及び事業の円滑化を図る。

※Employer's Information Requirements

設計段階

①新営設計業務の発注段階にEIRを提示。
②延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、EIRに指定項目を設定。
全ての新営設計業務には、EIRに推奨項目を設定。
③ 設計BIMデータ、設計BIMデータの説明資料を作成。

設計BIMデータ

施工段階

①新営工事の発注段階にEIRを提示。
②EIRには、推奨項目を設定。
③工事契約後のBIM伝達会議において、工事受注者へ設計BIMデータについて説明。
発注者から工事受注者へ設計BIMデータを貸与。

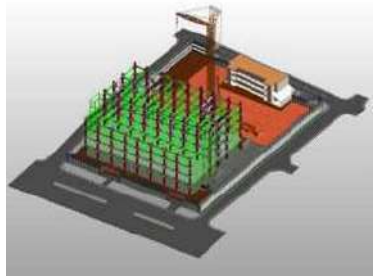

仮設モデル

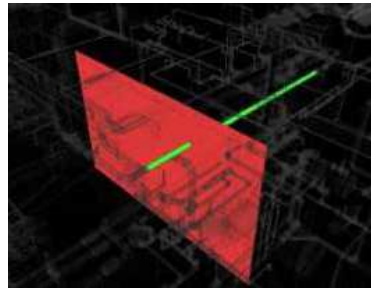

干渉チェック

【参考】BIM活用に係るEIRを適用した設計業務、工事②（EIRについて）

国土交通省

○EIRは、発注仕様書の一部として提示するBIM活用に関する要件。
BIM活用の項目及びその実施内容、成果品、設計BIMデータの貸与等の要件を示すもの。

BIM活用の項目及びその実施内容

○新営設計業務

◎:指定項目　○：推奨項目

	BIM活用の項目	延べ面積 3,000㎡以上	延べ面積 3,000㎡未満
基本設計段階	建築物の外観及び内観（一部）の提示	◎	○
	概算工事費の算出	○	○
	設備計画の検討及び干渉チェック	○	○
	設計条件の適合確認	○	○
実施設計段階	実施設計図書（一般図等）の作成	◎	○
	概算工事費の算出	○	○
	実施設計図書（詳細図）の作成	○	○

○新営工事

○：推奨項目

BIM活用の項目	規模によらず
施工計画、施工手順等の提示	○
干渉チェック	○

※指定項目又は推奨項目以外についても、受注者におけるBIM活用が可能。

成果品として提出するBIMデータ等

○新営設計業務

・指定項目として、実施設計図書（一般図等）の作成を設定する場合
- ➢ 実施設計図書の作成に係るBIMデータ
- ➢ 実施設計図書の作成に係るBIMデータ説明資料※

※BIMデータのうち、２次元加筆の内容を示す資料

・推奨項目のみを設定する場合
- ➢ 成果品の提出は求めない

○新営工事

・推奨項目のみ設定する場合
- ➢ 成果品の提出は求めない

設計BIMデータの貸与等

・発注者は、工事受注者への貸与が可能である設計BIMデータがある場合には、BIM伝達会議を開催。同会議において、設計意図伝達業務受注者から工事受注者へ設計BIMデータ及びBIMデータ説明資料を用い説明する。

・工事受注者が設計BIMデータを活用する場合には、発注者から工事受注者へ設計BIMデータを貸与する。

国土交通省

【参考】デジタル技術を活用した監督・検査

○ 建設現場における監督職員の監督・検査にデジタル技術を活用
○ 従来の目視による確認からタブレット等で撮影した画像判定の確認に代える
○ 令和４年度に試行要領を制定
○ 令和５年度から試行開始

デジタル配筋検査システム

- タブレット端末と連動させたステレオカメラ等で検査対象を撮影することで鉄筋の径・間隔・本数を自動で計測(判別)するシステム。
- 鉄筋径を区別するマーカーや鉄筋間隔を示すスケールなど、事前作業が不要となる。

清水建設／シャープ
3眼カメラ配筋検査システム「写らく」

出典：清水建設㈱ヒアリング説明資料

鹿島建設／三菱電機
AI配筋検査システム

出典：三菱電機㈱製品紹介リーフレット

戸田建設他19社／パナソニック
AIを活用した3D鉄筋検知技術

出典:戸田建設㈱ヒアリング説明資料

三井住友建設／日立ｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ
GeoMation鉄筋出来形自動検測システム

出典：㈱日立ｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ Webサイト

デジタル圧接継手外観検査システム

- ガス圧接継手外観の自動検査・判定を行うシステム
- スマートフォンで撮影した画像をAIで認識し、スケール等を使用した目視に対し、1/2～1/3程度の時間*で7項目中5項目の外観検査が行える。

対象物を撮影
(撮影ガイド付き)

検査結果
(判定結果＋計測値)

*：土木工事での検証実績による

営繕工事における円滑な施工確保に向けた取組

国土交通省
関東地方整備局

官庁営繕工事の円滑な施工確保対策（関東地方整備局）

○ 小規模工事を主な対象とし、**営繕工事における円滑な施工確保のための取組み**を継続的に実施。
（H25年10月以降、順次取組を強化。これらの取組を継続、必要な改善・工夫。）

課題及びご意見等

参加要件が整わない
- 技術者配置や職人確保が困難
- 直轄工事の実績がない
- 年度末に工期が集中

実勢価格の反映
- 実勢価格と乖離
- 現場条件等に応じた積算
- 他工種が多い工事の積算
- 設計変更の透明性と公平性

施工時の負担が大きい
- 条件明示が不足、不明瞭
- 工事書類が煩雑
- 改修等における施工手間
- 潜在リスクの低減
- 適切な変更協議の実施

応札時の負担軽減
- 積極的な情報発信と提供の工夫
- 発注情報のきめ細かい公表
- 入札時の提出書類簡素化

地方公共団体等への周知
担い手不足、入職しやすい環境作り

円滑な施工確保のための取組み

（1）適正な参加要件と工期設定
- □ 必要最低限の参加要件（工事実績等）設定
- □ 適切な等級と地域要件の設定
- □ 工事成績相互利用型総合評価方式の試行
- □ 適正な工期設定と施工時期の平準化
- □ 賃上げを実施する企業に対する加点措置

（2）現場条件や実勢価格を反映した積算
- □ 取引実態をふまえた積算
- □ 「見積活用方式」の試行
- □ 共通費積上げ工夫と工期連動型共通費算定
- □ 積算数量の明確化と協議の円滑化
- □ 物価変動等に対する確実な対応

（3）工事管理の効率化
- □ 分かりやすい施工条件明示
- □ 工事関係図書等の効率化
- □ 必要な設計変更等の措置

（4）入札時の負担軽減、情報提供の工夫
- □ 発注予定情報の提供の工夫（HP、RSS、メール配信）
- □ 工事内容、施工条件を分かりやすく伝える工夫
  （公告時に工事概要書の参考配布）

・公共相談窓口の活用、会議等による情報発信
・担い手の中長期的な育成・確保のための取組み

今後の継続的な取組

1. 発注規模の適正化
2. 適正工期の設定
3. 平準化を考慮した発注計画
4. 「営繕積算方式」の普及・周知
5. 適切な設計変更
6. 工事関係図書等の効率化の継続的実施
7. 入札手続きの効率化
8. 発注情報の早期提供
9. 発注者間の連携強化と支援
10. 将来の担い手育成

国土交通省
関東地方整備局

入札時の負担軽減、情報提供の工夫①

発注予定情報等の提供の工夫（営繕部ホームページに発注情報の集約）

関東地方整備局トップページ
http://www.ktr.mlit.go.jp/

営繕事務所ホームページ

「営繕部ホームページ」に
営繕工事発注関連情報を集約

こちらからもHPにアクセスできます

営繕工事発注見通し一覧表を
Excel形式で提供

- 一元化により情報取得が容易
- Excel形式のため、特定情報の検索・抽出可能
- 随時最新情報に更新。公告中の工事はオレンジ色に着色するとともに、「公告中」と表示

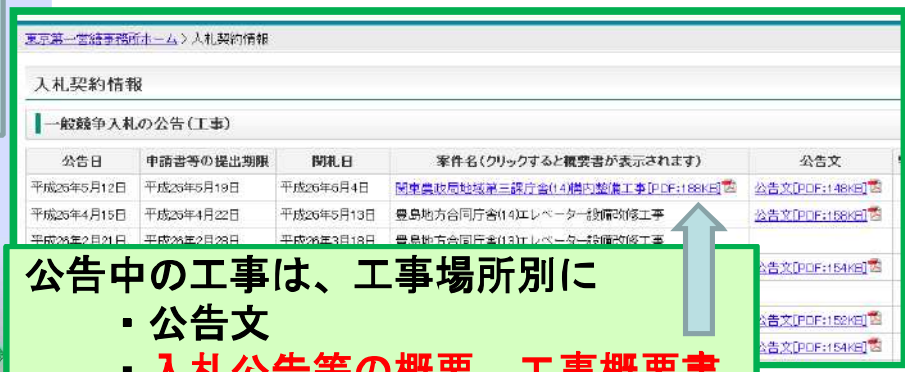

公告中の工事は、工事場所別に
- 公告文
- 入札公告等の概要、工事概要書
を掲載

入札時の負担軽減、情報提供の工夫②

国土交通省
関東地方整備局

発注予定情報等の提供の工夫（ＲＳＳによる自動配信）

発注見通しの新着情報の自動配信を開始（H27.3～）

RSS へ登録すると 最新情報（営繕工事・業務の発注情報等）が 自動配信されます。

ＲＳＳ RSS （アール・エス・エス：Rich Site Summary）

ウェブサイトの情報や記事の見出しを効率よく入手することができるフォーマットです。

これまでは、“その都度”情報更新を確認して頂いておりましたが、ＲＳＳの登録により、情報更新の通知が自動配信されますので、工事・業務の発注情報が“より早く・確実に”入手することができます！

- RSS配信を閲覧するため、RSSリーダー又はRSS対応ブラウザ、メールソフト、スマートホン対応アプリを用意してください。
- 国土交通省関東地方整備局で提供しているRSSのURLをRSSリーダー等に読み込んでください。
- 読み込み方法の詳細は、各RSSリーダー等の使用方法に従ってください。

◆ご利用上の注意事項
１）RSSの情報更新は必ずしも公表時間とは一致しません。
２）RSSリーダーなどの設定方法、機能、動作慣用などについては、それぞれの提供元にお問い合わせください。
（国土交通省関東地方整備局では個別のお問合せには応じられません。）
３）RSS配信後、掲載期間の終了等によりページが削除されたり、URLが変更となる場合があります。

関東地整　営繕部　検索

◆お問い合わせ先
国土交通省関東地方整備局
営繕部　公共建築相談窓口
ＴＥＬ：０４８－６００－３１５１（内線5114または5153）
https://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/eizen/input.htm

利用方法の一例 ～メールソフト（Outlook）での登録例～

①関東地方整備局営繕部ホームページの入札契約情報ページを開き、RSS をクリックします。
②RSSのページから、【URL】をコピーします。
③Outlookを開き、【ファイル】メニューから【情報】→【アカウント設定】をクリックし、
④【RSSフィード】→【新規】をクリックし、新しいRSSフィードに②の【URL】を貼付け、登録完了です。
⑤新着情報のお知らせが自動的に通知され、リンク先から更新ページを確認することができます。

①関東地方整備局営繕部ホームページ

②RSSページ→【URL】をコピー

③Outlookの[ファイル]→[情報]→[アカウント設定]

④Outlookの[RSSフィード]→[新規]→【URL】貼付

＜登録完了＞

[URL]をコピー

⑤Outlook RSSにて新着情報お知らせ

更新情報をメールで通知

国土交通省
関東地方整備局

入札時の負担軽減、情報提供の工夫③

発注予定情報等の提供の工夫（メール配信サービス）

概要

○入札参加者の拡大を図り、円滑な施工の確保を図る観点から、令和2年度も引き続き、
官庁営繕工事・業務について、メールマガジンによる発注情報の配信サービスを行います。
○官庁営繕工事・業務の公告日（原則）に、概要を配信希望者に送付します。
○配信登録は以下のホームページで受け付けます。（登録済の方は、再登録の必要はありません。）
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html

官庁営繕部発注情報メール配信サービスについて（全国の官庁営繕工事・業務）

官庁営繕工事・業務への入札参加を検討される方への**発注情報のメール配信を平成30年度も引き続き行います**。公告日に、登録されたメールアドレスに配信します。ぜひ、ご登録ください。（既にご登録いただいている方は、再登録の必要はありません。）

○メール配信内容
原則、**入札公告日（または公示日）に、以下の内容（イメージ）が配信されます。**（発注情報がメール配信されるのは、それぞれの工事・業務の公告日の午前9時以降）
なお、正式な内容は入札情報サービス（http://www.i-ppi）にてご確認下さい。

件名　「関東地方整備局営繕部　発注情報」

本日、令和○年○月○日、次の工事の入札公告を実施しました。

工事名：「○○改修その他工事」
工事種別：建築
等級区分：○等級
工事場所：○○県○○
技術資料の提出締切日：令和○年○月○日

本文
詳細は入札情報サービスのページで公開しています。
《 http://www.i-ppi.jp 》
また、関東地方整備局のＨＰでも公開しています。
（本メールの案件に関する情報更新は、数時間遅れる場合があります。）
《 http://www.**** 》

情報変更/配信停止はこちら
《 http://www.passmobile.jp/77703074/ 》

《 https://www.xxxx 》

こちらからもHPにアクセスできます

これをクリック

配信の流れ

1. 配信希望者が配信登録用HPにて、配信希望内容を登録します（登録情報はASPセンターに保存されます）。

2. 各発注機関（本省・地整営繕部等）が、公告情報（公示情報を含む）をASPセンターに入力します。

3. ASPセンターより、公告情報に合わせた配信希望者にメールが配信されます。

※ASP：（Application Service Providerの略）
ソフト等のサービスをネットワーク上で提供するプロバイダ

国土交通省
関東地方整備局

入札時の負担軽減、情報提供の工夫④

工事内容、施工条件を分かりやすく伝える工夫（入札公告等の概要の掲載）

● 公告中の工事については、HPに公告文を掲載するとともに、公告のポイント等をとりまとめた「**入札公告等の概要**」を掲載

入札公告等の概要（参考）

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。
本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧下さい。

工事名		○○（23）建築改修その他工事
工事種別		建築工事
工事場所（都県）		埼玉県
工事場所（市区町村）		○○県○○市1－2－3
工事概要		庁舎（既存） RC－3 約3，800m2 防水、外壁、建具改修一式 他
担当事務所		○○営繕事務所
公告日／期限日／開札日		R5.○.○ ／ R5.○.○ ／ R5.○.○
工　期		R6.▽.▽
入札契約方式／落札方式		一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（施工能力評価型○型）
競争参加資格要件の概要	等級（ランク）	建築工事 ○等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成20年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。 ・・・・・・・
	配置予定技術者の資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。 ・・・・・・・

小規模改修工事については、上記に加えて「**工事概要書**」を掲載

国土交通省
関東地方整備局

入札時の負担軽減、情報提供の工夫⑤

工事内容、施工条件等を分かりやすく伝える工夫（「工事概要書」の参考配布）

■　小規模改修工事について、工事内容、施工条件、採用している円滑な施工確保のための対策や取組について明示し、公告時に「**工事概要書**」（**参考資料**）として配付　（※　**施工上の留意事項、手順などを明示**）

工事概要書（ひな形）

「○○庁舎（23）建築改修その他工事」の概要（参考）　　※　建築（耐震改修工事）の例

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

1．工事の概要

本工事は、○○庁舎（○○市○－○）において、大規模地震時に当庁舎を利用する方々の安全を確保するため、必要な耐震性能を満たすための改修を行うとともに、便所改修や建具改修を併せて行うものです。

（1）主な工事内容

- 既存RC壁の開口の一部を塞ぎ、RC増打ち壁を新設する耐震改修（階段室：1箇所）及び既存RC壁へのスリット（建具）新設（1階：1箇所、2階：1箇所）と、それに伴う内装改修
- 便所全体の改修（1、2階）、湯沸室の改修（2階）、給排水衛生設備等の撤去・新設
- 既存アルミ建具かぶせ工法による建具改修（1階：1箇所、2階：3箇所）

（2）施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- 北面は枠組足場、西面は平屋部分の屋上に脚立足場にて施工することを想定しています。
- 来庁者、通行者の安全を確保するため、交通誘導員の人員を計上しています。（現場説明書参照）
- その他の仮設、養生、作業範囲、作業時間帯等については、○○図を参照してください。

2．実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

（1）実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（平成27年2月）」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、現場条件や実態を踏まえた価格設定を行います。

（2）施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

（3）工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係書類一覧表は次のURLよりダウンロードすることができます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html

（4）主任技術者又は監理技術者の専任、現場代理人の常駐の扱いについて

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われる期間、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任を要しません。

また、これらの期間において、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、工事現場における現場代理人の常駐は要しません。

■ **施設整備の必要性**、社会的要請等について記載

■ **工事内容のポイントを明示**

■ **現場条件、施工上の留意点**を記載

■ **積算に反映している施工手順等**を明示

■ 円滑な施工確保のために実施する**対策や取組**を記載

国土交通省
関東地方整備局

その他①

○令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）は、**2,104件**の相談に対応。

相談者の内訳

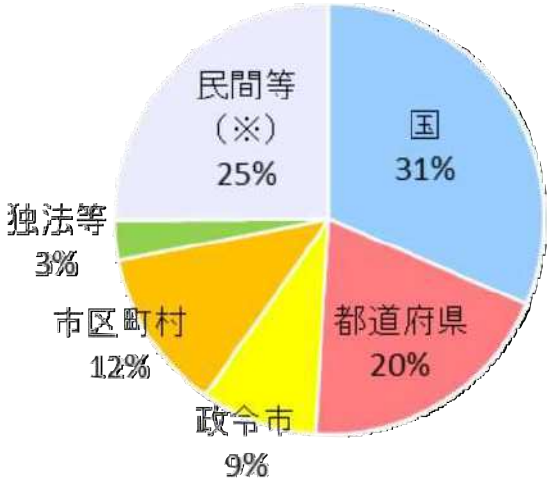

※ 民間等・・・民間発注者、設計事務所、建設業者等

相談内容の内訳

相談内容	件数	割合
企画・予算措置	179	9%
設計	309	15%
積算	688	33%
入札契約手続き	93	4%
工事監理	198	9%
保全	361	17%
その他	276	13%
合計	2,104	100%

相談者・相談内容の特徴

＜相談者＞

○**公共発注機関からの相談**が全体の**75%**を占めている。

＜今期の特徴＞

○令和3年度に対し、**スライド関連は約4倍に、遠隔臨場関連は約6倍に相談件数が増加した。また、ZEB等環境対策に関する相談の件数も大きく増加した。**

○積算方法、技術基準関係のほか、**建築保全業務労務単価、週休2日、木造化・木質化**に関する問合せも令和3年度に引き続き多く寄せられた。

＜分野ごとの主な相談内容＞

○**積算**　**・インフレスライド、共通費の算出方法など**

○保全　・建築保全業務の積算方法など

○**設計**　・公共建築工事標準仕様書の内容、設計業務委託料の積算方法など

国土交通省
関東地方整備局

その他②

公共建築相談窓口一覧

組織		窓口	電話	内線	対象地域
関東地方整備局	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
		計画課課長補佐		5153	
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	―	埼玉県、東京都（練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区）
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	―	千葉県、東京都（荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区）
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	―	山梨県、東京都（中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外）
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	―	栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	―	神奈川県
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	―	長野県、群馬県

協 会 資 料 － 1

協会の主な活動について（令和４年度）

一般社団法人埼玉県建設業協会

１．担い手の育成

（１）新規入職者研修（４１社、１３１名）

（２）若手社員フォローアップ研修（２０社、６３名）

（３）１級土木施工管理技術検定試験受検講習会（受講者：一次５１名、二次４８名）

（４）１級建築施工管理技術検定試験受検講習会（受講者：一次６９名、二次２６名）

２．人材の確保・育成

（１）工業高校への出前講座

６校３１３名を対象に、「建設業の仕組みと魅力」などをテーマに講義を行った。

（２）工業高校生対象の小型車両系建設機械運転特別教育実習

６校２１４名を対象に、小型車両系建設機械運転資格取得のための学科及び実技に関する特別教育を実施。

（３）工業高校生対象の現場見学会

４校１７６名を対象に、県内の建設工事現場などの見学会を実施。

（４）「若年建設従事者入職促進協議会」

埼玉労働局、県関係部局、教育関係機関で、建設業の人材確保対策などについて意見交換

（５）「埼玉県人材確保対策推進協議会」参画

（６）「埼玉県建設産業担い手確保･育成ネットワーク事業」参画

（７）週休２日制の導入促進、建設労働者の賃金水準の改善

国土交通省、埼玉県などとの意見交換会の実施

（８）女性及び高齢者の活躍の場の拡大

ＳＤＧｓ委員会に女性部会を設置し、建設業界におけるジェンダー平等などについて検討

（９）建設キャリアアップシステム申請受付窓口業務の実施

３．担い手3法の徹底と入札・契約制度改革

改正品確法及び運用指針の適切な運用や市町村への徹底について、国土交通省、県などと意見交換を行うとともに、県議会各会派、市長会、町村会などに要望した。

４．働き方改革の推進

（１）週休２日工事の拡大

・県内公共工事一斉休工への参画

・現場における４週８日閉所の推進

（２）適正な工期設定、コスト増への対応等の要請

・国土交通省、埼玉県との意見交換

・県議会各会派への要望

（３）時間外労働の上限規制に関する調査研究

働き方改革委員会において、時間外労働の削減及び休日増加に向けた課題を整理するとともに、取組の検討に着手。

５．生産性及び技術力の向上

（１）技術発表会の開催（4.10.18 市民会館おおみや）

・土木７事例、建築各５事例と埼玉県の１事例の合計１３事例の発表

・行政関係者、一般、会員企業関係者など３１０名が参加

（２）ドローン体験研修会（4.9.8～9、5.1.16～17 国立女性教育会館）

（３）鋼矢板二重式仮締切の現場見学会（4.9.2 関東地方整備局荒川上流河川事務所）

（４）ＢＩＭ／ＣＩＭの活用に向けた講習会（5.3.8 建産連会館）

（５）埼玉県地域建設業ＩＣＴ推進検討協議会への参画

６．地域防災、災害復旧活動

（１）衛星携帯電話、ＩＰ無線機による連絡訓練（毎月１０日）

（２）九都県市合同防災訓練への参加（4.8.28 北本市）

（３）緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練への参加（4.11.29 埼玉県環境整備センター）

（４）埼玉県冬期道路交通確保連絡調整会議への参加

（５）埼玉県特定家畜伝染病実地演習への参加（4.11.21 県民活動総合センター）

（６）埼玉県下水道災害対策実動訓練（4.11.1）

（７）埼玉県道路啓開訓練への参加（5.1.25 北本、飯能、秩父、北埼支部）

（８）高病原性鳥インフルエンザ防疫処理活動（川越、飯能、大里、北埼支部）

７．ＳＤＧｓへの取り組み

（１）ＳＤＧｓセミナーの開催（4.9.9 建産連会館）

（２）「埼玉県ＳＤＧｓパートナー」登録の推進

8．その他

（1）関東甲信越ブロック会議（4.10.5 経団連会館）

国土交通省及び関東甲信越管内の都県、各都県協会の幹部により、公共事業予算の継続的確保や地域建設業の受注機会の確保などについて意見交換等を行った。

（2）三県連絡協議会（4.7.20 鉄鋼会館）

関東甲信越地方ブロック会議に向けた意見調整。

（3）関東地方整備局との意見交換会（4.11.11 浦和ワシントンホテル）

公共事業予算の増額確保と地域建設業の受注機会の拡大、施工時期の平準化などについて要望するとともに、建設工事に係る当面の課題について意見交換を行った。

（4）埼玉県との意見交換会（4.11.30 建産連会館）

県土整備部、都市整備部、総務部契約局、農林部、企業局、下水道局、教育局の幹部職員に、公共事業予算の安定的・継続的な確保、働き方改革の推進、入札・契約制度の改善などについて要望するとともに意見交換を行った。

（5）埼玉県への緊急要望

資材価格の高騰を受け、大野知事に対し、設計単価の迅速な見直しやスライド条項の適切な見直しについて緊急の要望を行った。

（6）県議会各政党との意見交換等

自由民主党埼玉県支部連合会、無所属県民会議、埼玉県議会公明党議員団、埼玉民主フォーラムに、埼玉県への施策並びに予算編成に対する要望を行うとともに意見交換を行った。

（7）中間前金払制度の導入拡大と前払金の限度額撤廃などに関する要望

志木市、川越市、所沢市、秩父市、深谷市をはじめとした１２市町村

（8）市町村の公共事業予算の増額確保、改正品確法及び運用指針の適切な運用について要望

市長会会長、市議会議長会会長、町村会会長、町村議会議長会会長

（9）各委員会の取組

令和２年5月から全面的に刷新された委員会規定に基づき、先行的に設置された「ＳＤＧｓ委員会」に加え「請負契約適正化委員会」、「働き方改革委員会」、「技術委員会」の４委員会での調査研究が行われた。

協会資料－２

令和５年度　関東地方整備局との意見交換会

提 案 議 題

１．公共事業予算の増額確保と地元企業向け工事の増額について

２．「働き方改革」の推進について

３．建築工事における課題について

４．総合評価について

５．その他

一般社団法人　埼玉県建設業協会

令和５年度　関東地方整備局との意見交換会（協会提案テーマ①）

議　　題	公共事業予算の増額確保と地元企業向け工事の増額について
機　関　名	一般社団法人　埼玉県建設業協会

提案内容

地域建設業は、良質な社会資本の形成の担い手であり、地域の安全・安心の守り手であるとともに、地域の経済・雇用を支え、地域の一員として社会貢献などを行う責務を有しています。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、その社会的使命を果たしていくためには、健全で安定したサスティナブルな経営環境が不可欠であり、地域企業が担うべき公共事業量の継続的な増額確保が必要です。

令和３年度から「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」が開始され３年度目を迎え、計画は着実に推進されております。一方、長引く原材料費やエネルギーコストの上昇、さらには円安の影響により、様々な材料の価格が高騰し、厳しい採算を強いられる状況が続いています。

こうした中、先般、国会において、国土強靭化基本法の改正案が可決、成立し、現在執行されている加速化対策の後継計画を含む国土強靭化実施中期計画を新たに法制化することが規定されました。これにより、安定的、持続的に事業量が確保されることになり、国土強靭の一層の進展が期待されます。

つきましては、中期計画の早期の策定と、現行計画を上回る予算規模が確保できるようお願いします。

また、昨今の資機材の価格高騰や品薄などの影響により、規模の小さい地域建設業者を中心に大きな影響を与えています。地域の雇用・経済を支えるためにも、地元企業が受注できる工事の増額と併せて、地方自治体が実施する工事も増加するような取組みをお願いします。

令和５年度　関東地方整備局との意見交換会（協会提案テーマ②）

議　　題	「働き方改革」の推進について
機　関　名	一般社団法人　埼玉県建設業協会

提案内容

（１）週休２日制の推進について

いよいよ来年度から適用となる時間外労働の罰則付き上限規制に対し、週休２日制適用工事の発注、必要な経費の計上、建設工事の適正な工期の確保をするための基準の策定など、様々な取組みが行われていますが、建設就業者の高齢化や入職者の減少などもあり、明確な先行きが見通せない状況となっています。

このような状況の中、国や県の発注工事では、週休２日制が浸透してまいりましたが、市町村や民間事業者の発注工事では、週休２日制の確保については、まだまだ不十分な状況にあります。今後、建設業の担い手を確保していくためには、週休２日の実現は必要不可欠です。

そこで、国交省から市町村や特に民間事業者に対し週休２日制の推進について、強い指導、改善をお願いします。

（２）民間建築工事における働き方改革について

来年４月から建設業においても時間外労働の罰則付き上限規制が適用となる中、関西万博の建設工事について、運営する日本国際博覧会協会（万博協会）が、来年４月から建設業に導入される時間外労働の上限規制を適用しないよう政府に要請するなど、民間発注の建築工事については長時間労働の改善の見通しが付きにくい状況が続いております。労働者の高齢化や若年者の業界離れ、円安などの理由により外国人技能実習生が来日しないなど、慢性的な労務不足が続き、それによりさらに既存の労働者に負荷がかかり、長時間労働や離職につながるなど悪循環となっています。平成３０年７月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」や、令和５年５月に出された「建設工事における適正な工期の確保に向けて」リーフレットなど、啓蒙はされているものの特に民間建築工事発注者への建設業における働き方改革への理解も進んでいるとは言えない状況であると認識しております。この様な状況を踏まえ、今後国としてどのような対応や指導を考えているのかご教示願います。

令和５年度　関東地方整備局との意見交換会（協会提案テーマ③）

議　　題	建築工事における課題について
機　関　名	一般社団法人　埼玉県建設業協会

提案内容

（１）建築工事におけるＢＩＭの推進について

ＤＸを推進していく中でＢＩＭの活用については非常に重要なことだと考えていますが、中小企業の建築工事分野におけるＢＩＭの活用はなかなか進んでいないのが現状です。そのような中、関東地方整備局発注工事におけるＢＩＭの活用についての現状と今後の方針と共に、既に活用した事例があればご教示ください。

また、今後活用してくのであればその導入スケジュールと設計図書としてのＢＩＭデータの精度（どの程度まで詳細設計が成されているのか）、また設計事務所の取組み状況についてもご教示願います。

（２）建築工事における今後の発注見通しについて

関東地方整備局発注の案件について、建築工事の入札案件があれば、協会としては多くの会員企業に参画してほしいと考えております。今後の関東地方整備局における建築工事の発注見通しと、不調不落の事例があればどの程度あるのかをご教示ください。

また、入札参加を計画していても、国発注の仕事は、敷居を高く感じている地域企業も多いのではないでしょうか。地元建設業者に対する要望やアドバイス等があればご教示願います。

令和５年度　関東地方整備局との意見交換会（協会提案テーマ④）

議　　題	総合評価について
機　関　名	一般社団法人　埼玉県建設業協会

提案内容

（１）総合評価における賃上げ加点について

周知のとおり、今、建設業界では、担い手の確保・育成が大きな課題となっています。これを解決していくためには、技能労働者などの賃金水準を確保していくことが重要であることは誰もが認識しているところであり、会員企業それぞれが労働環境の改善に取り組んでおります。

そうした中、昨年度より、総合評価における「賃上げ加点」が導入されました。

これは、企業の経営状況に関わらず賃上げ率が定められているものであり、実際にはこれに法定福利費等を含めると大幅な負担増となってしまいます。

本制度が来年度以降も継続されると、会社の経営に大きな影響を及ぼすことになります。このため、経営実態に即した柔軟な運用（過大な減点の見直し、賃上げの実績をその後の工事で評価すること、複数年で評価すること等）についてご検討をお願いします。

また、建設就業者の賃上げ資金確保のため、公共工事設計労務単価と積算基準における現場管理費及び一般管理費の更なる引き上げをお願いします。

令和５年度　関東地方整備局との意見交換会（協会提案テーマ⑤）

議　　題	その他
機　関　名	一般社団法人　埼玉県建設業協会

提案内容

（１）改正品確法の市町村への徹底について

令和２年１月に改正品確法２２条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)が改正され発注者が必ず実施すべき事項の追加などが行われましたが、特に、地域建設業に密着に関連している市町村において、品確法及び運用指針が十分浸透していない状況が見受けられます。

このため、全ての市町村において品確法及び運用指針に基づき次の事項が適切に実行されるよう国による指導徹底をお願いします。

① 市場における労務、資機材などの取引価格、施工の実態などを的確に反映した予定価格の適切な設定
② 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の適切な設定・運用によるダンピング対策の強化
③ 施工時期の平準化と適正な工期の確保
④ 設計変更ガイドラインの義務化と適切な運用

（２）ＡＳＰの地方自治体への展開について

国交省工事でのＡＳＰ標準化を受けて、まだ課題はあるものの本年度から県工事でも県土整備部発注工事では原則３，０００万円以上の工事でＡＳＰが適用となりました。

また、市町村ではＡＳＰを採用している自治体はほとんどない状態です。

ＡＳＰの適用により相当量の事務の省力化が図られるので、地方自治体工事でのＡＳＰ適用の拡大、ＡＳＰの適切な運用について、国交省から地方自治体に対して適切な指導をお願いします。

（３）設計審査会について

国交省工事では設計変更の際は、設計審査会が設置され設計変更ガイドラインに基づいて判断する事によりスムーズな設計変更が行われています。

一方、県や市町村などの地方自治体では同様のシステムがないために工事毎に設計変更の進捗に大きな差異がある状態です。

地方自治体に対して、適切な設計変更の実施とともに設計審査会の設置など適切なルールづくりについて国交省からの指導をお願いします。